

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年4月20日
【事業年度】	第62期（自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日）
【会社名】	株式会社ベリテ
【英訳名】	Vérité Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 幾留 正廣
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
【電話番号】	045(415)8800
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小林 祐
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号
【電話番号】	045(415)8800
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 小林 祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成15年1月	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月
(1) 連結経営指標等					
売上高(百万円)	17,956	17,392	16,376	15,753	13,719
経常損益(百万円)	354	122	245	232	514
当期純損益(百万円)	20	26	391	205	1,199
純資産額(百万円)	11,307	11,272	10,750	10,633	10,892
総資産額(百万円)	18,252	17,540	16,166	16,249	15,359
1株当たり純資産額(円)	678.33	676.31	644.51	629.25	551.58
1株当たり当期純損益金額(円)	1.18	1.75	23.45	12.33	68.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	61.9	64.3	66.5	65.5	70.9
自己資本利益率(%)	0.2	0.2	3.6	1.9	11.1
株価収益率(倍)	152.3	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	20	72	363	806	203
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	485	281	40	271	83
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	559	707	344	472	1,473
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	2,545	1,627	1,045	983	2,586
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	579 [193]	553 [181]	558 [153]	573 [139]	538 [116]
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高(百万円)	17,681	17,158	16,145	15,507	13,489
経常損益(百万円)	346	99	300	215	470
当期純損益(百万円)	7	37	334	252	1,263
資本金(百万円)	3,022	3,022	3,022	3,022	3,772
発行済株式総数(株)	普通株式 18,404,825	普通株式 18,404,825	普通株式 18,404,825	普通株式 18,404,825	普通株式 18,404,825 A種優先株式 375,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 125,000
純資産額(百万円)	11,277	11,231	10,769	10,604	10,788
総資産額(百万円)	18,213	17,489	16,183	16,214	15,208
1株当たり純資産額(円)	676.54	674.02	645.61	627.53	546.12
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)(円)	3.00 (-)	3.00 (-)	3.00 (-)	3.00 (-)	- (-)
1株当たり当期純損益金額(円)	0.43	2.26	20.08	15.11	71.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	61.9	64.2	66.5	65.4	70.9
自己資本利益率(%)	0.1	0.3	3.1	2.4	11.8
株価収益率(倍)	412.0	-	-	-	-
配当性向(%)	671.9	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	570 [189]	545 [176]	546 [147]	559 [130]	528 [109]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第58期は新株予約権付社債等潜在株式がないため、第59期から第62期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第59期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

4. 第62期の連結及び提出会社の当期純損失の大幅な増加は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。

2【沿革】

年月	事項
昭和23年 5月	東京都品川区に株式会社大久保時計店を設立。 時計・眼鏡・宝飾品の小売販売及び修理を開始。
昭和37年 5月	東京都立川市、中武デパート（現 フロム中武）に立川店を出店しチェーンストアの第一歩をふみだす。
昭和40年 6月	株式会社大久保時計店より株式会社オオクボに商号変更。
昭和42年11月	東京都目黒区、目黒ステーションビルに宝飾品の専門店第1号店舗として目黒店を出店し、駅ビル出店を開始。
昭和46年12月	大阪市北区梅田、阪急ファイブに大阪店を出店し、近畿へ進出。
昭和50年 9月	宮城県仙台市、ダイエー仙台店に仙台店を出店し、東北へ進出。
昭和53年 9月	札幌市中央区、札幌駅地下街に札幌店を出店し、北海道へ進出。
昭和54年 2月	小山店を株式会社ジュエリーオオクボへ営業譲渡。
昭和55年11月	商品仕入部門を株式会社サンジュエルへ営業譲渡。
昭和57年11月	本社を東京都渋谷区に移転。
昭和61年 8月	新ブランドショップ「フェアリー」の店舗展開を開始。
昭和62年 9月	物流・在庫統制の一体化を図るため、子会社株式会社サンジュエルより営業の全部を譲り受ける。
昭和63年 2月	経営基盤強化のため株式会社ジュエリーオオクボを吸収合併。 チェーンオペレーションの効率化を図るためPOSシステムを導入。
平成元年 3月	福岡市中央区天神、ソラリアプラザに福岡店を出店し、九州へ進出。
平成 3年 4月	株式会社オオクボより株式会社ジュエル ベリテ オオクボに商号変更。
平成 3年 7月	店舗網強化のため株式会社サンオオクボの全株式を取得し子会社とする。
平成 3年 9月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成 5年 4月	徳島県徳島市に徳島店を出店し、四国へ進出。
平成 7年 1月	子会社株式会社サンオオクボの全株式を譲渡する。
平成 7年10月	メガネ部門の効率化のため株式会社オプティックベリテを設立する。
平成 9年 9月	東京都台東区東上野に物流センターを設置。
平成 9年10月	新ブランドショップ「ラ・ベリテ」の店舗展開を開始。
平成11年 4月	店舗運営効率上の観点から1店舗を子会社化し、株式会社ジュエリーシノンを設立。（現・連結子会社）
平成11年 6月	本店所在地を東京都品川区から東京都渋谷区に変更。
平成13年 5月	茨城県取手市、取手ボックスヒル店へインストアとして宝飾工房第1号店を設置する。
平成16年 2月	株式会社GBを設立する。
平成17年 2月	セントラル宝飾工房・Eコマース事業部を設置。
平成17年 8月	株式会社ジュエル ベリテ オオクボより株式会社ベリテに商号変更。
平成18年 2月	物流の効率化を図るため、株式会社ソバック（現・連結子会社）を設立する。
平成18年 6月	連結子会社の株式会社オプティックベリテの全株式を譲渡する。
平成18年12月	本社を神奈川県横浜市に移転。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社5社で構成され、これらの主要な事業内容及び当社と連結子会社の当該事業における位置づけは、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より新たに新たに物流サービスの提供を加えました。

（宝飾品関連事業）

当社は宝飾品の小売販売を行っております。また、株式会社ジュエリーシノン及び株式会社G Bに対して当社商品の卸売を行い、それを同社は小売販売をしております。

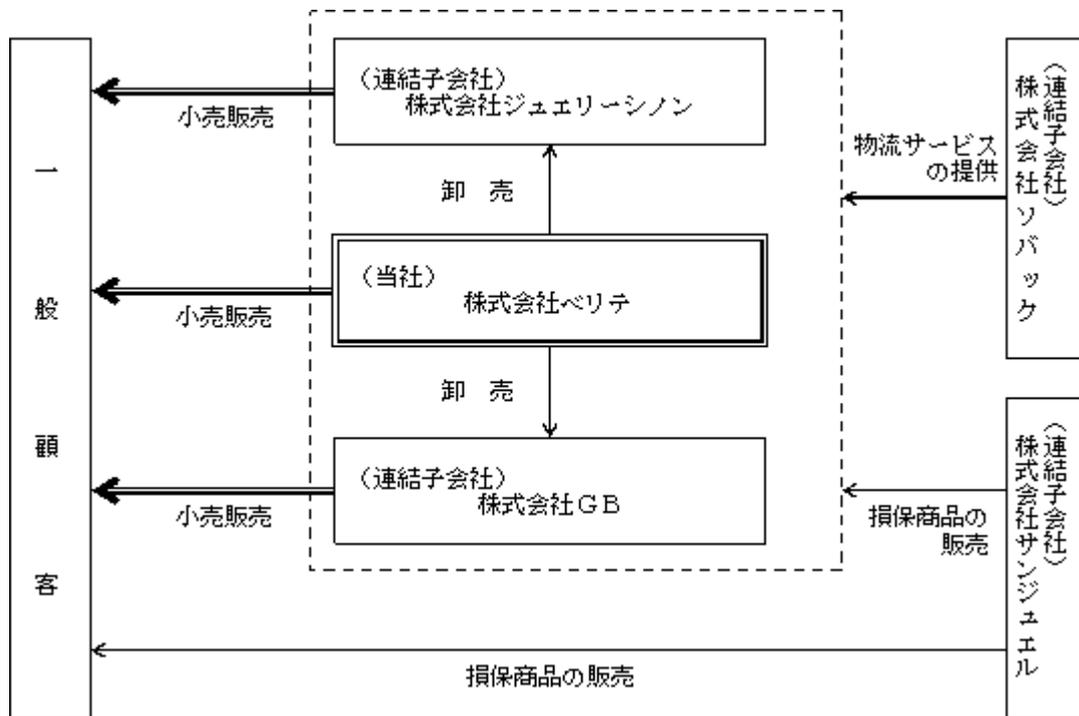
（その他の事業）

保 険：株式会社サンジュエルは、損害保険代理業を営んでおり、当社、株式会社ジュエリーシノン、株式会社G B及び一般顧客に対して損害保険商品の販売を行っております。

物流サービス：株式会社ソバックは、当社、株式会社ジュエリーシノン及び株式会社G Bに対して物流サービスの提供を行っております。

なお、前連結会計年度において連結子会社であった株式会社オプティックベリテにつきましては、平成18年6月に当社が所有する株式をすべて譲渡しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



（注）1．図の内容は平成19年1月31日現在の状況であります。

2．株式会社ソバックは、物流の効率化を図るため平成18年2月1日に設立いたしました。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の 兼任等	資金援助	営業上の取引	設備の賃 貸借	業務提 携等
連結子会社 ㈱サンジュエル	神奈川県 横浜市	31	損害保険代理業	100.0	4	無	損害保険商品 の購入	事務用建 物の賃貸	無
㈱ジュエリーシノン	神奈川県 横浜市	50	宝飾品小売	100.0	4	無	当社商品の卸 売上	店舗用設 備の賃貸	無
㈱G B	神奈川県 横浜市	88	宝飾品小売	100.0	2	有	当社商品の卸 売上	店舗用設 備の賃貸 事務用建 物の賃貸	無
㈱ソバック	東京都 台東区	24	ロジスティック 地金買取	70.9	3	無	物流の委託	—	無

- (注) 1. 上記子会社は特定子会社に該当しません。
 2. 上記子会社の中で有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 上記子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く。)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりとなります。

平成19年1月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
宝飾品関連事業	536 [115]
その他の事業	2 [1]
合計	538 [116]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年1月31日現在

従業員数(人)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
528 [109]	37.3	8.9	4,288,496

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与(税込み)は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格に代表される原材料費の高騰や世界経済情勢の先行き不透明感は依然としてあるものの、企業収益の改善を背景に設備投資が増加傾向を示しております。また、雇用情勢も厳しさの中にも改善の兆しが窺え、個人消費は概ね横ばいで推移し景気は緩やかながら回復基調にあります。

宝飾品小売業界におきましては、企業間における競争の激化や長引く貴金属地金素材価格の高止まりなどの要因により、依然として厳しい環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループは次のような施策を行ってまいりました。まず店舗面におきましては、スクラップアンドビルドとして、10店舗の撤収と4店舗の新規出店を行いました。既存店におきましては、17店舗の改装・改修を行い市場の変化に対応した店舗づくりを推進してまいりました。また、リフォーム需要に応えるため「セントラル宝飾工房」を、「VÉRITÉ」全店を対象に稼働させました。

商品面におきましては、「トリロジー」の充実ならびにオリジナルブランド「ラ・ベリテ」「ベリテレヴェ」のデザイン開発を通じて、魅力ある商品の提供に努めました。

販売面におきましては、テレビ媒体によるCM放映ならびに主要女性ファッション雑誌への広告掲載を継続的にを行い、ベリテブランドの強化と販売のバックアップを行いました。

これらの施策を積極的に行ってまいりましたが、当連結会計年度の売上高は13,719百万円（前期比12.9%減）にとどまりました。利益面におきましては、販売費及び一般管理費の削減に努めてまいりましたが、売上総利益の減少により514百万円の経常損失（前期は232百万円の損失）となりました。当期純損益につきましては、平成18年12月に本社を東京都渋谷区から神奈川県横浜市に移転したことによる本社移転費用61百万円、不採算店舗の退店に伴う店舗撤退損59百万円、また当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」を適用したことによる減損損失304百万円及び繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額241百万円の計上等により、当期純損失1,199百万円（前期は205百万円の純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ1,603百万円（前年同期比163.1%）増加し、当連結会計年度末には2,586百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は203百万円であり、前連結会計年度に比べ1,010百万円の収入増となりました。これは主に、前連結会計年度と比較し、税金等調整前当期純損失が687百万円増加し、仕入債務の増減によるキャッシュ・フローが766百万円減少したものの、売上債権の増減によるキャッシュ・フローが1,719百万円及びたな卸資産の増減によるキャッシュ・フローが813百万円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は83百万円であり、前連結会計年度に比べ355百万円の支出増となりました。これは主に、前連結会計年度と比較し、投資有価証券の取得による支出が232百万円減少したものの、定期預金の預入による支出が275百万円増加し、投資有価証券の売却による収入が358百万円減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は1,473百万円であり、前連結会計年度に比べ1,001百万円の収入増となりました。これは主に、前連結会計年度と比較し、短期借入れによる収入及び短期借入金の返済による支出に伴うキャッシュ・フローが480百万円の収入減となりましたが、株式の発行による収入1,494百万円があったことによるものであります。

2【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

商品別	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
〔宝飾品関連事業〕		
ダイヤ指輪	2,219	16.7
その他の指輪	2,818	15.1
ネックレス	4,523	8.8
装身具その他宝石	3,555	8.7
〔その他の事業〕		
物流サービス・損害保険等(注)	602	34.4
合計	13,719	12.9

(注) 当連結会計年度より〔その他の事業〕に「物流サービス」を追加いたしました。当社グループの事業内容は「第1 企業の概況 3.事業の内容」に記載の通りであります。

(2) 仕入実績

商品別	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)	
	金額(百万円)	前期比(%)
〔宝飾品関連事業〕		
ダイヤ指輪	859	32.8
その他の指輪	1,177	22.5
ネックレス	2,016	18.7
装身具その他宝石	1,883	14.0
〔その他の事業〕		
物流サービス・損害保険等(注)2.	321	39.7
合計	6,258	21.8

(注) 1.仕入高は、実際仕入額によって表示しております。

2.当連結会計年度より〔その他の事業〕に「物流サービス」を追加いたしました。当社グループの事業内容は「第1 企業の概況 3.事業の内容」に記載の通りであります。

3【対処すべき課題】

個人消費の回復に力強さが欠けるものの底堅い推移が続くなか、宝飾品小売市場におきましては、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況のもと、当社グループといたしましては企業体質の改善を最重要課題と考え、中期経営方針として 収益体質への転換 成長への転換 改革に向けた体制整備を掲げ、業績の回復に努めてまいります。

収益体質への転換

店舗への商品供給体制を本部集中とするセントラルバイイング体制にすることによって、粗利益率のアップを図るとともに商品の効率的な供給を行ってまいります。

成長への転換

市場の成熟とジュエリーに対する嗜好の多様化に対応するために新規の業態を開発推進してまいります。現在、フランス・パリのソシエテ・デュ・フィガロ（フィガロ社）とライセンス契約を締結し、FIGARO par vérité（フィガロ・パー・ベリテ）のダブルネームブランドとしてジュエリーを提供していくことが決定しており、表参道に旗艦店を平成19年秋を目処に立ち上げる予定であります。さらに、都心エリアを中心に、有名百貨店やファッションビル等にも出店し、平成21年度を目処として、全国に15店舗程度の出店を計画しております。

改革に向けた体制整備

ベリテの抜本的改革活動を行っていくための組織体制の整備を行い、戦略部門の機能強化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年4月20日）現在において当社グループが判断したものであります。

（賃借した建物の継続的使用について）

当社グループは、新規出店の際に賃貸借契約書を法人または個人と締結いたします。当該法人または個人が破綻等の危機に陥り、契約の継続が困難になった場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（出店保証金の回収について）

当社グループは、新規出店の際に営業保証金、敷金を法人または個人に支払う場合があります。当該法人または個人が破綻等の危機に陥ることによって営業保証金、敷金の回収が困難になった場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（人材の確保・育成について）

当社グループは、新規出店等に伴う人材の確保・育成については、採用を適時行うとともに、従業員教育の専門部署による教育を行っております。しかしながら優秀な販売員の育成には時間がかかるため、店舗要員の確保の面において当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

（個人情報の管理について）

当社グループにおいては、グループ各社の顧客情報をそれぞれの会社ごとに管理しており、それぞれ情報管理責任者を設置して別個に情報管理をおこなっておりますが、何らかの予想外の原因により情報が流出した場合には、当社グループに対する社会的信用を失うことになり、業績に影響を与える可能性があります。

（災害等の発生による影響について）

当社グループは、国内において店舗または事務所の施設を保有しており、これらの施設が災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があり、その程度によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（情報システムの障害について）

当社グループは、店舗及び事務所においてVPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）を構築し、業務に利用しておりますが、これらの施設のネットワーク障害や災害による機器の破損などの被害を被る可能性があり、その程度によっては業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（リボルビング・クレジット・ファシリティ契約における財務制限条項への抵触に伴うリスク）

当社グループは、平成17年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結し、平成19年1月末現在、500百万円の借入残高があります。この契約には各年度における連結の純資産の維持及び連結の損益計算書における経常利益の維持等の財務制限条項が付されており、それに抵触した場合には貸主の請求により借主は本契約にかかる一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにこれらの債務を弁済しなければならないこととなっております。

本連結会計年度において2期連続の経常損失を計上したことに伴い、同財務制限条項に抵触しておりますが、現在、当該金融機関と協議いたしております。

同条項が適用されますと、当社グループは期限の利益を喪失し、借入金を一括弁済することとなっております。今後の業績、財務状態の推移によっては、当社グループの財務状況、経営に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社との株式総額引受契約

平成18年10月31日開催の当社取締役会において、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社を引受先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、同日付で株式総額引受契約を締結しております。

第三者割当による新株発行

発行株式数	A種優先株式 375,000株
	B種優先株式 125,000株
	C種優先株式 125,000株
発行価額の総額	1,500百万円
株式総額引受契約の締結日	平成18年10月31日
払込期日	平成18年12月7日

なお、当社は同社より取締役1名及び非常勤監査役1名を受け入れております。

(2) ソシエテ・デュ・フィガロとのサブライセンス契約

平成19年2月23日開催の当社取締役会において、ソシエテ・デュ・フィガロ（フィガロ社）とのジュエリーに関するサブライセンス契約を結ぶことを決議し、同日付でサブライセンス契約を締結いたしました。

契約項目	： 「FIGARO」の商標の使用
契約の内容	： 株式会社ベリテが上記商標を使用することを許諾し、契約後の一定の期日に株式会社ベリテが契約に関する売上高について最低保証ロイヤリティを含む売上高の一定率のロイヤリティを支払うことを目的としたサブライセンス契約
契約期間	： 平成19年2月23日から平成22年9月30日までを契約期間とし、書面による解除する旨の通知がない限り3年更新

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成19年4月20日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループの連結財務諸表の作成においては、損益又は資産の状況に影響を与える見積り、判断を必要としております。過去の実績やその時点で入手可能な情報を基に、合理的と考えられるさまざまな要因を考慮した上で、継続的に見積り、判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループでは、見積り及び判断に影響を及ぼす重要な会計方針として以下のものがあると考えております。

貸倒引当金の計上基準

当社グループは、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。将来、顧客の財政状態が悪化し、支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上または貸倒損失が発生する可能性があります。

投資有価証券の減損処理

当社グループは、投資有価証券を保有しておりますが、評価方法は時価のある有価証券については、決算期末日の市場価格等に基づく時価法を、時価のない有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。時価のある有価証券は、決算期末日の市場価格等が取得価格に比べて50%以上下落している場合、または30%以上50%未満の範囲での下落が過去2年間にわたり継続している等の当社グループの定めた基準に基づき、下落が一時的でないものと判断される場合に減損処理を行っております。時価のない有価証券は、合理的な評価基準に基づき同様の処理を行っております。そのため、将来市況の悪化または投資先企業の業績不振等により、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損処理

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされる固定資産及びリース資産について、店舗の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる場合には減損の兆候があると判断し、減損処理をしております。そのため、今後の店舗の収益性の悪化等により減損損失が発生する可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績

当連結会計年度における経営成績の概況については、「1 業績等の概要」に記載しております。

財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比較して890百万円（前年同期比 5.5%）減少し、15,359百万円となりました。

（流動資産）

当連結会計年度末における流動資産の残高は、前連結会計年度末と比べ390百万円（前年同期比 3.7%）減少し、10,201百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,983百万円増加したものの、受取手形及び売掛金が1,628百万円及びたな卸資産が639百万円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当連結会計年度末における固定資産の残高は、前連結会計年度末と比べ499百万円（前年同期比 8.8%）減少し、5,157百万円となりました。これは主に、投資有価証券が100百万円及び敷金・差入保証金が234百万円減少したことによるものであります。

（負債の部）

当連結会計年度末における負債合計の残高は、前連結会計年度末と比べ1,143百万円（前年同期比 20.4%）減少し、4,467百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が1,174百万円減少したことによるものであります。

（純資産の部）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比べ259百万円増加し、10,892百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,249百万円減少したものの、平成18年12月に行った第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ750百万円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度と比較し1,603百万円増加し、2,586百万円となりました。詳細は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

資金需要

設備投資、運転資金、借入金の返済及び利息の支払並びに配当及び法人税等の支払等であります。

資金の源泉

営業活動によるキャッシュ・フローにより、必要とする資金を調達することが基本的な方針であります。また、より効率的な調達を行うため、金融機関との間で総額20億円のリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しておりますが、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通り、当連結会計年度において経常損失を計上したことにより、財務制限条項に抵触いたしており、当該金融機関と協議いたしております。また、平成18年12月に第三者割当増資を行い総額15億円を調達し、翌連結会計年度以降の設備投資に充当する予定であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、賃貸借店舗によって多店舗展開を推進する専門店チェーンを主としており、店舗の新設、改装が設備投資の中心となっております。当連結会計年度におきましては、提出会社による新規出店4店舗と17店舗の改装となりました。これによる当連結会計年度の設備投資の総額は146百万円であり、このうち主なものは新規出店に伴う敷金・差入保証金等であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び当社の連結子会社）における主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成19年1月31日現在

事業所	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 （人）
		建物及び構築物	土地 （面積 m ² ）	その他	合計	
東北地区 7店舗	販売設備	-	-	0	0	15 [11]
関東地区 75店舗	販売設備	55	243 (100.9)	30	329	297 [63]
中部地区 13店舗	販売設備	2	-	9	12	50 [10]
近畿地区 14店舗	販売設備	5	-	11	16	54 [7]
中国地区 2店舗	販売設備	0	-	0	0	4 [4]
四国地区 1店舗	販売設備	0	-	3	3	5 [-]
九州地区 2店舗	販売設備	-	-	-	-	2 [2]
本社 (神奈川県横浜市)	その他設備	19	-	33	53	87 [11]
事務所 (東京都渋谷区)	その他設備	-	-	0	0	14 [1]
保養所	その他設備	2	1 (2.0)	-	3	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具及び工具器具及び備品の合計であります。なお、金額には消費税等を含んでおりません。

2. 東北地区、関東地区、中部地区、近畿地区に含まれる県は以下のとおりであります。

東北地区 岩手県、宮城県、福島県

関東地区 茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部地区 新潟県、静岡県、長野県、岐阜県、愛知県

近畿地区 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

3. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は下記のとおりであります。なお、「店舗用ショーケース・什器及びOA機器・その他」の台数については多岐にわたるため表示しておりません。

名 称	台 数	期 間	年間リース料 (百万円)
本社コンピュータ (所有権移転外ファイナンス・リース)	一 式	60カ月	15
店舗用ショーケース・什器及びOA機器・その他 (所有権移転外ファイナンス・リース)	-	60カ月	194

(2) 国内子会社

特に記載すべき事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,375,000
A種優先株式	375,000
B種優先株式	125,000
C種優先株式	125,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成19年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年4月20日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	18,404,825	18,404,825	東京証券取引所 市場第二部	-
A種優先株式	375,000	375,000	非上場	(注)1.
B種優先株式	125,000	125,000	非上場	(注)2.
C種優先株式	125,000	125,000	非上場	(注)3.
計	19,029,825	19,029,825	-	-

(注)1. A種優先株式発行要項

1) 剰余金の配当

当社はA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)及びA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当は行わない。

2) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、以下の順序で行う。

(1) 第一に、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき2,400円(以下「A種残余財産分配額相当額」という。)をB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。

(2) 上記(1)に基づく残余財産の分配後、さらに残余がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、A種優先株式と同順位の種類株式の株主又は当該種類株式の登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種優先株式及び他の種類株式については、当該時点において取得請求権が行使されたと仮定した場合に当該株式の株主が取得することができる普通株式の数を基準として、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。

(3) A種残余財産分配額相当額は、A種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のA種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

3) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4) 譲渡制限

譲渡制限は定めない。

5) 単元株制度

A種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。当社は、1単元に満たない株式数を表示したA種優先株式にかかる株券を発行しない。A種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6) 取得請求権

A種優先株主は、払込期日の翌日以降、平成38年12月6日までに、以下に定める条件によりA種優先株式を取得しこれと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付すべき普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{交付価額}}$$

なお、交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。かかる場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 交付価額

当初交付価額 1株当たり 金240円

交付価額の調整 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり交付価額を調整する。

- () 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数及び株式の分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力を生ずる日をもって以下の算式により、交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行・交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行・交付普通株式数}}$$

- (a) 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) i)乃至iii)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除したものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) ii)及びiii)の場合は下記(b) iv)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i) 下記(c)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む)(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、A種優先株式と同時に発行される株式会社ペリテB種優先株式（以下「B種優先株式」という。）及び株式会社ペリテC種優先株式（以下「C種優先株式」という。）の発行を除く。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

iii) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の交付価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前にii) 又はv) による交付価額の調整が行われている場合には、(あ) 上記交付が行われた後の上記(a) に定める既発行普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の交付価額は、超過する株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、(い) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本iii) の調整は行わないものとする。

iv) 上記ii) 及びiii) における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額（上記ii) における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

v) 上記i) 及びii) の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記i) 及びii) にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、A種優先株式の取得と引換えに当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \text{調整後交付価額}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の交付価額を乗じた金額を支払う。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(c) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日（ただし、上記(b) v) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記 に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき（ただし、B種優先株式及びC種優先株式の交付価額の調整の場合を除く。）。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

交付価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

交付価額の調整に際し計算を行った結果、調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、調整前交付価額はこの差額を差引いた(上記(ii)にあつては加算した)額とする。

上記乃至により交付価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、上記(b) v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

(4) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及びA種優先株式の株券が上記(3)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、A種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

7) 取得条項

A種優先株式について、当社が一定の事由が生じたことを条件として取得することができる旨は定めない。

8) 優先株式間の順位

A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式及びC種優先株式と同順位とする。

9) 株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(注) 2. B種優先株式発行要項

1) 剰余金の配当

当社はB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)及びB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当は行わない。

2) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、以下の順序で行う。

(1) 第一に、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株につき2,400円(以下「B種残余財産分配額相当額」という。)をA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)及びC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。

(2) 上記(1)に基づく残余財産の分配後、さらに残余がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、B種優先株式と同順位の種類株式の株主又は当該種類株式の登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、B種優先株式及び他の種類株式については、当該時点において取得請求権が行使されたと仮定した場合に当該株式の株主が取得することができる普通株式の数を基準として、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。

(3) B種残余財産分配額相当額は、B種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のB種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

3) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4) 譲渡制限

譲渡制限は定めない。

5) 単元株制度

B種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。

当社は、1単元に満たない株式数を表示したB種優先株式にかかる株券を発行しない。B種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6) 取得請求権

B種優先株主は、払込期日の翌日以降、平成38年12月6日までに、以下に定める条件によりB種優先株式を取得しこれと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付すべき普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{交付価額}}$$

なお、交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。かかる場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 交付価額

当初交付価額 1株当たり 金240円

交付価額の調整 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり交付価額を調整する。

- (i) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数及び株式の分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力を生ずる日をもって以下の算式により、交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$$

- (iii) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行・交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行・交付普通株式数}}$$

- (a) 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) i)乃至iii)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) ii)及びiii)の場合は下記(b) iv)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりB種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- i) 下記(c)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、B種優先株式と同時に発行される株式会社ペリテA種優先株式（以下「A種優先株式」という。）及び株式会社ペリテC種優先株式（以下「C種優先株式」という。）の発行を除く。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

iii) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の交付価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前にii)又はv)による交付価額の調整が行われている場合には、(あ)上記交付が行われた後の上記(a)に定める既発行普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の交付価額は、超過する株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、(い)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本iii)の調整は行わないものとする。

iv) 上記ii)及びiii)における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額（上記ii)における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

v) 上記i)及びii)の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記i)及びii)にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、B種優先株式の取得と引換えに当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の交付価額を乗じた金額を支払う。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(c) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日（ただし、上記(b) v)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき（ただし、A種優先株式及びC種優先株式の交付価額の調整の場合を除く。）。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

交付価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

交付価額の調整に際し計算を行った結果、調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、調整前交付価額はこの差額を差引いた(上記(ii)にあっては加算した)額とする。

上記乃至により交付価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、上記(b) v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

(4) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及びB種優先株式の株券が上記(3)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、B種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

7) 取得条項

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日の翌日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日をもって、B種優先株式1株につき、2,800円(以下「B種優先株式取得対価」という。)を支払うことにより、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を支払うことと引換えに取得することができる。一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法により行う。

B種優先株式取得対価は、B種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のB種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

8) 優先株式間の順位

B種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、A種優先株式及びC種優先株式と同順位とする。

9) 株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(注) 3. C種優先株式発行要項

1) 剰余金の配当

当社はC種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)及びC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対して、剰余金の配当は行わない。

2) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をする場合には、以下の順序で行う。

(1) 第一に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して、C種優先株式1株につき2,400円(以下「C種残余財産分配額相当額」という。)をA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)及びB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)と同順位にて支払う。

(2) 上記(1)に基づく残余財産の分配後、さらに残余がある場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、C種優先株式と同順位の種類株式の株主又は当該種類株式の登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、C種優先株式及び他の種類株式については、当該時点において取得請求権が行使されたと仮定した場合に当該株式の株主が取得することができる普通株式の数を基準として、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者と同順位にて支払う。

(3) C種残余財産分配額相当額は、C種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のC種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

3) 議決権 C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4) 譲渡制限 譲渡制限は定めない。

5) 単元株制度

C種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。

当社は、1単元に満たない株式数を表示したC種優先株式にかかる株券を発行しない。C種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

6) 取得請求権

C種優先株主は、払込期日の翌日以降、平成38年12月6日までに、以下に定める条件によりC種優先株式を取得しこれと引換えに当社普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 交付すべき普通株式の数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{交付価額}}$$

なお、交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じた場合には当該端数を切り捨てるものとする。かかる場合、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(2) 交付価額

当初交付価額 1株当たり 金240円

交付価額の調整 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり交付価額を調整する。

(i) 株式の分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式により交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数及び株式の分割により当社の有する当社の普通株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の交付価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力を生ずる日をもって以下の算式により、交付価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済普通株式数」には、当社の有する当社の普通株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済普通株式数}}{\text{株式併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 当社は、C種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行・交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行・交付普通株式数}}$$

(a) 交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) i)乃至iii)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除したのものとする。交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) ii)及びiii)の場合は下記(b) iv)で定める対価の額とする。

(b) 交付価額調整式によりC種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

i) 下記(c)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、C種優先株式と同時に発行される株式会社ペリテA種優先株式（以下「A種優先株式」という。）及び株式会社ペリテB種優先株式（以下「B種優先株式」という。）の発行を除く。）

調整後の交付価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

iii) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに下記(c) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の交付価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権に関して当該調整前にii)又はv)による交付価額の調整が行われている場合には、(あ)上記交付が行われた後の上記(a)に定める既発行普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の交付価額は、超過する株式数を交付価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、交付価額調整式を準用して算出するものとし、(い)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本iii)の調整は行わないものとする。

iv) 上記ii)及びiii)における対価とは、当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の発行に際して払込みがなされた額（上記ii)における新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権その他の証券若しくは権利の所持人に交付される当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

上記i)及びii)の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記i)及びii)にかかわらず、調整後の交付価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、C種優先株式の取得と引換えに当社普通株式を交付する取得請求権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前交付価額} - \text{調整後交付価額}) \times \text{調整前交付価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後交付価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に調整後の交付価額を乗じた金額を支払う。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(c) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日（ただし、上記(b) v)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき（ただし、A種優先株式及びB種優先株式の交付価額の調整の場合を除く。）。

(iii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

交付価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

交付価額の調整に際し計算を行った結果、調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整はこれを行わない。ただし、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生し、交付価額を算出する場合には、調整前交付価額はこの差額を差引いた(上記(ii)にあっては加算した)額とする。

上記乃至により交付価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各C種優先株主に通知する。ただし、上記(b) v)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

(4) 取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類及びC種優先株式の株券が上記(3)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、C種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

7) 取得条項

当社は、取締役会決議に基づいて、C種優先株式の全部又は一部を、いつでも、C種優先株式1株につき、3,050円(以下「C種優先株式取得対価」という。)を支払うことにより、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して金銭を支払うことと引換えに取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。

C種優先株式取得対価は、C種優先株式について株式分割、株式併合、その他合理的に必要とされる事由が発生した場合に、取締役会の定めるところにより適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、上記事項が行われる直前のC種優先株式の経済的価値を維持するものでなければならない。

8) 優先株式間の順位

C種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、A種優先株式及びB種優先株式と同順位とする。

9) 株式の分割又は併合、募集株式の割当を受ける権利等

会社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式についての株式の分割又は併合を行わない。当社は、C種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	事業年度末現在 (平成19年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年3月31日)
新株予約権の数(個)	168	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	168,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	197,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年5月1日 至 平成20年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 197 資本組入額 99	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、監査役または従業員の地位を失った後も新株予約権を行使することができます。また、新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができます。いずれの場合も、新株予約権割当契約書に定める条件によるものとします。</p> <p>2. 各新株予約権の一部行使はできないものとします。</p> <p>3. その他条件については、「新株予約権割当契約書」の定めによるものとします。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対して本新株予約権の全部または一部につき譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成18年12月7日 (注)	625	19,029	750	3,772	750	4,421

(注) 平成18年12月7日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数がA種優先株式375千株、B種優先株式が125千株、C種優先株式が125千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ750百万円増加しております。なお、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の内容につきましては、(1)株式の総数等 発行済株式の注記に記載しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

平成19年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	7	38	12	-	1,459	1,521	-
所有株式数(単元)	-	974	42	2,342	2,398	-	12,495	18,251	153,825
所有株式数の割合(%)	-	5.34	0.23	12.83	13.14	-	68.46	100.00	-

(注) 1. 自己株式1,396,165株は、「個人その他」に1,396単元、「単元未満株式の状況」に165株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれております。

A種優先株式

平成19年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	375	-	-	-	375	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

B種優先株式

平成19年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	125	-	-	-	125	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

C種優先株式

平成19年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	125	-	-	-	125	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
大久保 仁雄	神奈川県横浜市都筑区	4,841	26.30
株式会社オーエイ	東京都品川区小山4丁目4-4	1,779	9.67
堤 征二	埼玉県蕨市	1,217	6.61
水上 春代	東京都品川区	987	5.37
ユービーエスセキュリティー ズエルエルシーカスタマーセ グリゲイテッドアカウント (常任代理人シティバンク・エ ヌ・エイ東京支店)	677 WASHINGTON BLVD. STAMFORD, CONNECTICUT 06901 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	806	4.38
エスアイエスセガインターセ トルエージャー (常任代理人株式会社三菱東京 UFJ銀行決済事業部)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	587	3.19
ソシエテジェネラルエヌアー ルエイエヌオーディティティ (常任代理人香港上海銀行東 京支店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS - FRANCE (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	581	3.16
株式会社みずほ銀行 (常任代理人資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1丁目1-5 (東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリ トンスクエアオフィスタワーZ棟)	432	2.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	432	2.35
ベリテ従業員持株会	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目33-8	295	1.61
計	-	11,959	64.98

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,396千株あります。

2. 有限会社オーエイは平成18年12月1日に株式会社オーエイに商号変更されています。

A種優先株式

平成19年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムピーシープリンシパ ル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	375	100.00
計	-	375	100.00

B種優先株式

平成19年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムピーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	125	100.00
計	-	125	100.00

C種優先株式

平成19年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券エスエムピーシープリンシ パル・インベストメンツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	125	100.00
計	-	125	100.00

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,396,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,855,000 A種優先株式 375,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 125,000	16,855 375 125 125	「1(1) 発行済株 式」の「内容」の記 載を参照
単元未満株式	普通株式 153,825	-	一単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	普通株式 18,404,825 A種優先株式 375,000 B種優先株式 125,000 C種優先株式 125,000	- - - -	-
総株主の議決権	-	17,480	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が16,000株含まれております。また、「議決権数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数16個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式165株が含まれております。

【自己株式等】

平成19年1月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区 鶴屋町三丁目33番8号	1,396,000	-	1,396,000	7.34
計	-	1,396,000	-	1,396,000	7.34

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社が採用しているストックオプション制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社常勤監査役 1 当社店長、課長以上の従業員 169
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編項に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第210条第1項の規定に基づく定時株主総会決議及び旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の取得ならびに会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第2項の規定に基づく取締役会決議による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年2月23日)での決議状況 (取得期間 平成19年2月26日～平成19年3月30日)	200,000	60,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	200,000	60,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	193,000	48,250,000
提出日現在の未行使割合(%)	3.5	19.6

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,544	1,527,104
当期間における取得自己株式	2,954	786,412

(注) 当期間における取得自己株式には平成19年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満の買取による株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストックオプション行使による処理)	115,000	-	-	-
保有自己株式数	1,396,165	-	1,592,119	-

(注) 当期間における取得自己株式には平成19年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満の買取による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置づけております。安定的な配当の維持並びに将来の事業展開に備えた内部留保の充実、財務体質の強化等の必要性を考慮し、判断・決定していくこととしております。

当社は、「取締役会の決議により、中間配当をすることができる」旨を定款で定めております。

また、内部留保資金につきましては、事業拡大のための設備投資や商品開発等に有効投資してまいりたいと考えております。今後につきましても、業績の向上を図り、また事業展開を勘案しながら、安定した配当に努めてまいり所存でございます。

以上の方針に基づき、誠に遺憾ながら当期の配当につきましては無配とさせていただきます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成15年1月	平成16年1月	平成17年1月	平成18年1月	平成19年1月
最高(円)	201	219	388	450	404
最低(円)	170	171	208	247	255

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年8月	9月	10月	11月	12月	平成19年1月
最高(円)	330	316	310	310	300	317
最低(円)	304	276	281	255	264	270

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長	代表取締役	幾留 正廣	昭和27年2月11日生	昭和45年3月 当社入社 平成4年6月 当社第一販売部長に就任 平成11年4月 当社取締役第三販売部長に就任 平成12年2月 当社取締役営業本部長に就任 平成16年2月 当社取締役商品・営業本部（部長）担当に就任 平成17年5月 当社取締役管理部門担当に就任 株式会社ジュエリーシノン取締役、株式会社G B取締役に就任（現任） 平成18年4月 当社代表取締役社長に就任（現任） 平成18年7月 株式会社サンジュエル代表取締役社長に就任（現任） 平成18年8月 株式会社ソバック取締役に就任（現任）	(注) 2	25
専務取締役	管理本部長	小林 祐	昭和26年5月9日生	昭和50年3月 当社入社 平成7年4月 当社商品コントロール部長に就任 平成10年5月 当社社長付特命担当部長に就任 平成11年2月 当社情報システム部長に就任 平成16年2月 当社社長室長に就任 平成17年2月 当社執行役員社長室長に就任 平成17年5月 株式会社ジュエリーシノン取締役に就任（現任） 平成18年1月 当社退職 平成18年2月 株式会社ソバック代表取締役社長に就任（現任） 平成18年4月 当社取締役に就任（現任） 平成19年2月 当社専務取締役内部統制管掌担当兼管理本部長に就任（現任）	(注) 2	1
取締役	経営戦略本部長	松下 純	昭和39年2月12日生	昭和62年4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行）入行 平成10年1月 株式会社日本アーンスト・アンド・ヤング・コンサルティング入社 平成11年7月 KPMGコンサルティング株式会社入社 平成12年5月 大和証券エスエムビーシー株式会社入社（現在に至る） 平成14年9月 大和証券エスエムビーシーブリッジ・インベストメント株式会社出向（現在に至る） 平成17年5月 株式会社キャビン出向、執行役員戦略統括室長に就任 平成18年4月 株式会社キャビン執行役員戦略統括室長退任 平成18年11月 当社取締役に就任 平成18年12月 当社取締役経営戦略本部長兼管理本部長に就任 平成19年2月 当社取締役経営戦略本部長に就任（現任）	(注) 2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	マーケティング 本部長	河野 恵美	昭和41年11月20日生	平成元年4月 株式会社リクルート人材セン ター（現リクルートエージェ ント）入社 平成9年2月 プチバトール・ジャパン株式会 社入社 平成11年2月 株式会社ファーストリテイリ ング入社 平成15年8月 株式会社ナスステンレス入社 平成16年1月 同社執行役員マーケティング 本部長に就任 平成16年10月 ホワイイトラッシュチャーム ズジャパン株式会社入社 代 表取締役社長に就任 平成19年4月 当社入社 マーケティング本 部長に就任（現任） 当社取締役に就任（現任）	(注) 2	-
取締役		櫻庭 周平	昭和22年8月29日生	昭和59年10月 昭和監査法人（現新日本監査 法人）入所 昭和60年8月 公認会計士登録 昭和63年10月 当社入社 総務部長に就任 平成2年5月 当社取締役経理部長兼情報シ ステム部長に就任 平成5年5月 当社取締役社長室長に就任 平成9年4月 当社取締役退任及び同月当社 退職 平成9年6月 櫻庭公認会計士事務所代表に 就任（現任） 平成17年4月 ビジネス・ブレイクスルー大 学院大学経営研究科教授に就 任（現任） 平成18年12月 株式会社オーエイ 会計参与 に就任（現任） 平成19年4月 当社取締役に就任（現任）	(注) 2	2
常勤監査役		打越 栄寿	昭和19年1月19日生	昭和39年4月 当社入社 昭和61年2月 当社メガネ部長に就任 平成2年4月 当社監査室長に就任 平成5年2月 当社第二販売部長に就任 平成11年2月 当社第一営業部長に就任 平成15年4月 当社取締役第一営業部長に就 任 平成17年2月 当社取締役営業本部副本部長 に就任 平成17年5月 当社取締役商品・営業本部 （部長）担当に就任、株式会 社サンジュエル取締役に就任 平成18年3月 株式会社サンジュエル監査役 に就任（現任）、株式会社ジ ュエリーシノン監査役に就任 （現任） 平成18年4月 当社常勤監査役に就任（現 任）	(注) 3	64

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		遠藤 賢治	昭和40年 5月 5日生	平成10年 3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成10年 4月 弁護士登録 平成11年 3月 石原総合法律事務所入所(現在に至る) 平成18年 4月 当社監査役に就任(現任)	(注) 3	-
監査役		中島 達哉	昭和33年 7月26日生	平成元年10月 大和証券株式会社入社 平成13年 7月 大和証券エスエムビーシー株式会社企業提携部に配属 平成15年12月 大和証券エスエムビーシーブリッジ・インベストメント株式会社出向 平成17年10月 S M F G 企業再生債権回収株式会社取締役開発部長に就任 平成18年10月 S M F G 企業再生債権回収株式会社非常勤取締役に就任(現任) 大和証券エスエムビーシーブリッジ・インベストメント株式会社ポートフォリオ・クオリティ・コントロール部次長に就任(現任) 平成18年11月 当社監査役に就任(現任)	(注) 4	-
計						92

- (注) 1 . 監査役遠藤賢治及び中島達哉の両氏は、「会社法」第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 . 定款の定めに基づき平成19年 4月20日より平成20年 1月開催の定時株主総会の終結までとなっています。
- 3 . 定款の定めに基づき平成18年 4月20日より平成22年 6月開催の定時株主総会の終結までとなっています。
- 4 . 定款の定めに基づき平成19年 4月20日より平成23年 6月開催の定時株主総会の終結までとなっています。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業を取り巻く経営環境が著しく変化中、迅速な意思決定を行うための経営管理体制を充実させることによって情報の適時開示を迅速に行い、株主重視の効率的かつ透明性のある企業経営を行うことを基本方針としております。

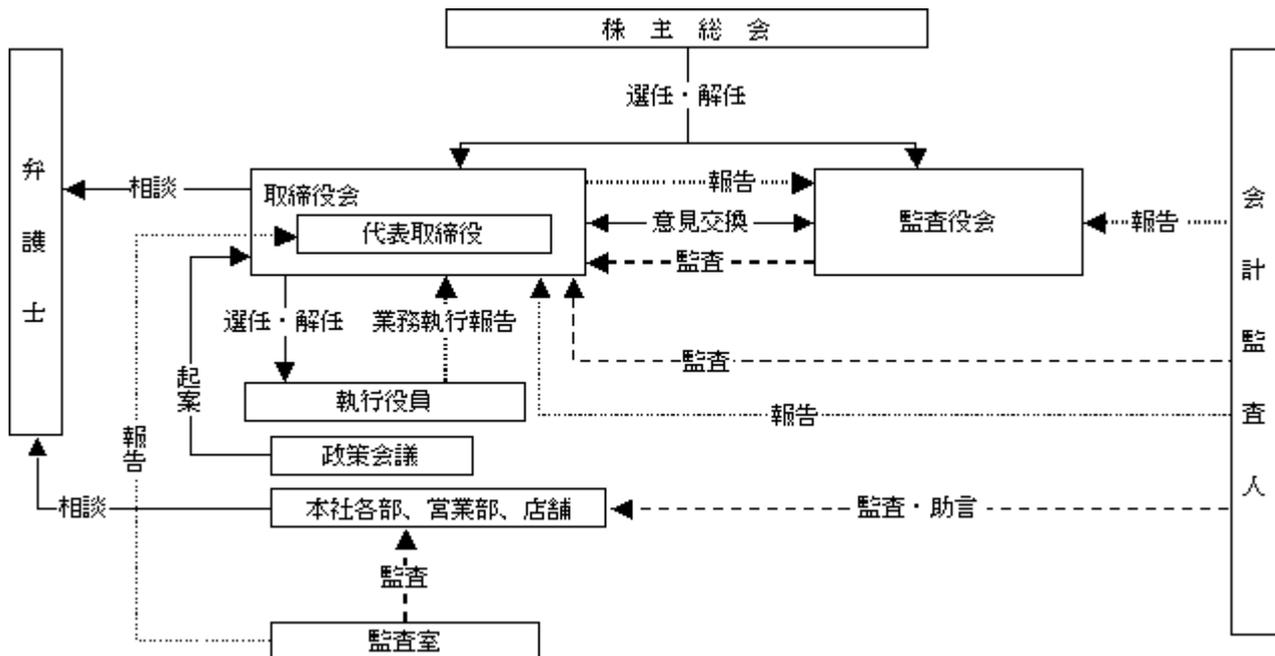
(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しております。従来から社外監査役を選任し、経営監視機能の充実を図っております。監査役（3名）については半数以上が社外監査役となっております。

当社は業態柄、顧客の個人情報の保護を重要な経営上の課題と位置づけております。「個人情報安全管理対策委員会」を設置し、個人情報取扱事業者に課せられる義務を果たせるよう個人情報を適切に保護し管理する体制づくりに取り組んでおります。

当社の業務執行及び監視体制



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ) 会社の機関の内容

< 取締役・取締役会 >

当社は、取締役の任期は1年としております。取締役会は取締役の全員をもって構成しております。月に1回の定例取締役会を開催しており、経営上のあらゆる課題やリスク回避等の議論を行っております。臨時取締役会は必要に応じて随時開催しております。また代表取締役は、3月に1回以上業務の執行状況について報告することとなっております。

取締役会の機能及び権限については、取締役会のその決議をもって、法令または定款に定める事項のほか業務執行の基本事項について当社の意思を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する権限と責任を有しております。

< 監査役・監査役会 >

監査役会は監査役全員をもって組織しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要がある時は随時開催しております。

監査役会は、法令または定款で定める事項のほか、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を決定しております。

また、常勤監査役は、会社の重要な会議に出席し、情報収集を行っております。

< 執行役員 >

当社の執行役員とは、取締役会で選任された担当部署責任者で、全社的及び経営的視点にたつて業務執行を担当する幹部従業員をいいます。取締役会及び代表取締役の統括の下に業務の執行を行っております。

< 政策会議 >

政策会議は、取締役及び執行役員をもって組織しており、経営上の重要事項を審議し、審議事項のうち取締役会専決事項については取締役会への上程を決議することにしております。取締役会の決議を要する重要事項以外の会社経営全般に関する方針、計画策定及び経営活動の推進策については審議・決裁することにしております。なお、経営環

境の急激な変化に対応するため、取締役会付議事項や役職ごとの決裁権限については随時見直しを行い、意思決定と業務遂行の迅速化を図っております。

ロ) 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要について

< 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

- ・ 当社は、倫理委員会を設置し、取締役及び使用人の判断と行動の規範として「企業倫理憲章」を制定し、社長がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達、徹底することによって、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とするコンプライアンス体制を構築、整備するものとする。経営陣として特に厳しいコンプライアンスを求められる取締役を対象とした「取締役規則」を定め遵守するものとする。また、取締役会は、取締役相互の職務執行の監督及び意思疎通を継続的に行うものとする。
- ・ 社長の任命する内部統制管掌取締役を統括責任者とした内部統制推進チームを編成し、内部統制システムの構築、整備、維持、向上を図るとともに、社長直属の監査室による使用人の職務執行における法令・定款・社内諸規則等の遵守について内部監査を行うものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに係る事実についての通報体制として、倫理委員会の下に社内コンプライアンス窓口及び社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部公益通報保護規程」に基づく運用を行うものとする。
- ・ 監査役会設置会社である当社は、取締役の職務執行を監査役監査の最も重要な対象としており、また取締役が他の取締役の法令・定款等の違反を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図ることとしている。

< 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 >

管理部門担当責任者を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の統括責任者とし、それら情報の保存及び管理を「文書管理規程」に定め、保存媒体に応じた検索性の高い状態で保存、管理するものとする。

< 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 >

- ・ 内部統制管掌取締役を統括責任者とし、「リスク管理規程」を制定し経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築、整備することとする。
- ・ 各部門・部署は経営上の危機として業務執行上予測しうるリスクの洗い出しを行う。内部統制推進チームはそれらを基に各リスクのカテゴリーを識別し、リスク毎のリスク管理責任者を定め、個別リスク管理体制とともに、全社体系的リスク管理体制の構築を図る。
- ・ 不測の経営危機事態発生時は、社長を本部長として「危機対策本部」を設置し迅速な対応を行い、被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

< 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 >

- ・ 当社は、執行役員制度に基づき、取締役の経営意思決定及び経営監督への専念と、執行役員の業務執行への専念による効率的な会社運営を図るものとする。
- ・ 当社は、毎月取締役会を開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し経営上の重要事項を審議、決定する。また、経営活動の迅速化を図るために政策会議を開催し、必要事項を決議する。政策会議決議事項のうち、取締役会専決事項については取締役会に上程するものとする。
- ・ 取締役会決議に基づく執行役員の業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「業務管理規程」等においてそれぞれの業務の役割・機能、責任と権限、執行手続き及び責任者を定め執行するものとする。随時設置されるプロジェクト・タスクも同様とする。

< 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制 >

- ・ 管理部門担当責任者が「関係会社管理規程」に基づき連結子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告することとする。
- ・ 監査役並びに監査室は、子会社を監査の対象とすることができる。また、子会社は当社からの経営管理及び指導内容がコンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社及び子会社監査役に報告し、当該監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。
- ・ 「内部公益通報保護規程」並びに社内通報システムは、子会社にも適用するものとする。

< 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 >

- ・ 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中の当該使用人への指揮権は監査役に委譲され、解任・人事異動・賃金等の処遇の改定については監査役の同意を得た上で取締役会が決定するものとする。
- ・ 監査役補助使用人は、業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

< 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効性に行われることを確保する体制 >

- ・ 監査役は、当社の業務、業績に影響を与える重要事項につき、取締役及び使用人が監査役に報告すべき必要事項と時期の定めを含む「監査役会規程」に基づき、監査に必要な報告を得ることができる。また、前記に関わらず監査役は必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行過程を把握するために、取締役会及び政策会議等、重要と判断した会議に出席し、情報を得ることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換の場を設け意思の疎通を図るものとする。
- ・ 「内部公益通報保護規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、監査室（4名）が年度重点施策の進捗状況や、各種法令及びこれに準拠した社内告知やその遵守状況、対応状況などを中心に各事業所を監査し、その結果を分析した上で、代表取締役に報告しております。代表取締役はこの報告を基に改善を指示し、経営の効率化及びリスク回避を行っております。

監査役監査につきましては、監査役会は毎月1回開催し、取締役会並びに会社の重要な会議に出席した内容を基に協議し、情報の共有化をはかり、中間及び期末の実地棚卸の実態を視察するなど、監査計画の策定、見直しを行っております。

また、内部監査、監査役監査、及び会計監査の相互連携につきましては、監査状況及び結果の報告会を定期的実施し、監査状況の把握に努めております。

会計監査の状況

当社は新日本監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び証券取引法に基づく会計監査を実施しております。

業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

公認会計士の氏名	監査年数
指定社員 業務執行社員 荒田 和人	-
指定社員 業務執行社員 成田 礼子	-

監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

公認会計士 5名 会計士補等 3名

社外取締役及び社外監査役との関係

当社に社外取締役はおりません。社外監査役である中島達哉氏は大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社ポートフォリオ・クオリティ・コントロール部次長を兼職しております。当社は、大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社を引受先とする第三者割当増資を行っております。なお、当社は、平成18年11月30日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりますが、責任限定契約は締結していません。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、決議権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理と経営上の最も重要な事項の一つと考えており、経営に重大な影響を及ぼす社内外のリスクを認識、評価し、リスクに対して迅速かつ適切に対応できるよう管理体制を整えております。リスク管理の活動については、各部門のリスク管理責任者を決め、リスク管理にあたらせるとともに、企業価値に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合又は予想される場合、速やかに経営トップに報告しております。

(3) 役員報酬の内容

1. 取締役及び監査役に支払った報酬の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	4名	158百万円
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	18百万円 (5百万円)
合計 (うち社外監査役)	9名 (3名)	177百万円 (5百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の社外監査役の人数及び報酬等の額には、平成18年11月30日開催の臨時株主総会の終結時に辞任いたしました2名分が含まれております。
3. 社外監査役1名は無報酬のため、上記の人数には含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成2年4月27日開催の第45期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
5. 監査役の報酬限度額は、昭和63年4月30日開催の第43期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。
6. 上記のほか、平成18年4月20日開催の第61期定時株主総会ならびに平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役2名 55百万円
退任監査役1名 2百万円
7. 上記のほか、平成18年11月30日開催の臨時株主総会終結時において辞任いたしました社外監査役2名において、辞任特別手当を支給しております。
- 退任監査役2名 2百万円
8. 取締役の報酬等の額には第62期定時株主総会において決議予定の退職慰労金64百万円を含めておりません。

(4) 監査報酬の内容

当社は、会計監査人に新日本監査法人を選任し、会計監査を受けております。なお、当社と新日本監査法人及び監査業務に従事する公認会計士との間には、特別な利害関係はありません。

当期において会計監査人に支払った報酬等は、以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	22百万円
上記以外の業務に基づく報酬	0百万円
合計	23百万円

- (注) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制の整備等の助言業務についての対価を支払っております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成17年2月1日から平成18年1月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成18年2月1日から平成19年1月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、前連結会計年度(平成17年2月1日から平成18年1月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成17年2月1日から平成18年1月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成18年2月1日から平成19年1月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、前事業年度(平成17年2月1日から平成18年1月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成17年2月1日から平成18年1月31日まで)及び前事業年度(平成17年2月1日から平成18年1月31日まで)並びに当連結会計年度(平成18年2月1日から平成19年1月31日まで)及び当事業年度(平成18年2月1日から平成19年1月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年1月31日)		当連結会計年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金	* 4	953		2,936	
2.受取手形及び売掛金		3,428		1,799	
3.たな卸資産	* 2	5,210		4,571	
4.その他		1,007		920	
5.貸倒引当金		6		26	
流動資産合計		10,592	65.2	10,201	66.4
固定資産					
(1)有形固定資産	* 1				
1.土地		245		245	
2.その他		208		181	
有形固定資産合計		453	2.8	426	2.8
(2)無形固定資産		77	0.5	100	0.6
(3)投資その他の資産					
1.投資有価証券	* 3	1,091		991	
2.敷金・差入保証金		3,391		3,157	
3.その他		656		491	
4.貸倒引当金		13		9	
投資その他の資産合計		5,126	31.5	4,631	30.2
固定資産合計		5,657	34.8	5,157	33.6
資産合計		16,249	100.0	15,359	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年1月31日)		当連結会計年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		3,997		2,823	
2. 短期借入金	* 5	500		500	
3. 賞与引当金		212		188	
4. 返品調整引当金		52		49	
5. その他		630		615	
流動負債合計		5,392	33.2	4,177	27.2
固定負債					
1. 退職給付引当金		106		13	
2. 役員退職慰労引当金		111		80	
3. その他		-		196	
固定負債合計		217	1.3	290	1.9
負債合計		5,610	34.5	4,467	29.1
(少数株主持分)					
少数株主持分		5	0.0	-	-
(資本の部)					
資本金	* 6	3,022	18.6	-	-
資本剰余金		3,673	22.6	-	-
利益剰余金		4,172	25.7	-	-
その他有価証券評価差額 金		63	0.4	-	-
自己株式	* 7	298	1.8	-	-
資本合計		10,633	65.5	-	-
負債、少数株主持分及び 資本合計		16,249	100.0	-	-

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年1月31日)		当連結会計年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		-	-	3,772	24.6
2. 資本剰余金		-	-	4,423	28.8
3. 利益剰余金		-	-	2,922	19.0
4. 自己株式		-	-	277	1.8
株主資本合計		-	-	10,841	70.6
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金		-	-	40	0.2
評価・換算差額等合計		-	-	40	0.2
少数株主持分		-	-	10	0.1
純資産合計		-	-	10,892	70.9
負債純資産合計		-	-	15,359	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)			
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	
売上高	* 1		15,753	100.0		13,719	100.0	
売上原価			7,754	49.2		6,647	48.4	
売上総利益			7,998	50.8		7,072	51.6	
販売費及び一般管理費			8,250	52.4		7,534	55.0	
営業損失			251	1.6		462	3.4	
営業外収益								
1.受取利息			11			-		
2.受取配当金			26			45		
3.受取賃貸料			10			10		
4.受取手数料			9			13		
5.その他			14	73	0.5	23	93	0.7
営業外費用								
1.たな卸資産処分損			10			107		
2.コミットメントフィー			29			-		
3.その他			14	54	0.4	37	145	1.0
経常損失				232	1.5		514	3.7
特別利益								
1.投資有価証券売却益			117			38		
2.関係会社株式売却益			-			4		
3.その他			10	127	0.8	-	43	0.3

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
特別損失							
1. 本社移転費用		-			61		
2. 固定資産除却損		19			-		
3. 店舗撤退損		79			59		
4. 減損損失	* 2	-			304		
5. その他		4	103	0.6	-	425	3.1
税金等調整前当期純損失			208	1.3		895	6.5
法人税、住民税及び事業税		66			64		
法人税等調整額		67	1	0.0	241	305	2.2
少数株主損失			0	0.0		2	0.0
当期純損失			205	1.3		1,199	8.7

【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			3,673
資本剰余金増加高			
自己株式処分差益		-	-
資本剰余金減少高			
自己株式処分差益取崩 額		0	0
資本剰余金期末残高			3,673
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			4,428
利益剰余金減少高			
1. 当期純損失		205	
2. 配当金		50	
3. 役員賞与		-	255
利益剰余金期末残高			4,172

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日）

（百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年1月31日 残高	3,022	3,673	4,172	298	10,570
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	750	750			1,500
剰余金の配当（注）			50		50
役員賞与（注）			0		0
当期純損益（：損失）			1,199		1,199
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		22	22
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合 計	750	749	1,249	21	271
平成19年1月31日 残高	3,772	4,423	2,922	277	10,841

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成18年1月31日 残高	63	63	5	10,639
連結会計年度中の変動額				
新株の発行		-		1,500
剰余金の配当（注）		-		50
役員賞与（注）		-		0
当期純損益（：損失）		-		1,199
自己株式の取得		-		1
自己株式の処分		-		22
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	22	22	4	18
連結会計年度中の変動額合計	22	22	4	253
平成19年1月31日 残高	40	40	10	10,892

（注）平成18年4月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純損失		208	895
減価償却費		53	52
本社移転費用		-	61
減損損失		-	304
退職給付引当金の増減額(減少:)		42	93
役員退職慰労引当金の増減額(減少:)		-	30
受取利息及び受取配当金		37	52
投資有価証券売却益		117	38
店舗撤退損		79	59
売上債権の増減額(増加:)		92	1,627
たな卸資産の増減額(増加:)		195	618
仕入債務の増減額(減少:)		401	1,167
その他		52	150
小計		823	294
法人税等の還付額		50	-
法人税等の支払額		22	73
その他		10	17
営業活動によるキャッシュ・フロー		806	203
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		226	502
定期預金の払戻による収入		190	190
有形固定資産の取得による支出		72	84
無形固定資産の取得による支出		31	39
投資有価証券の取得による支出		686	453
投資有価証券の売却による収入		933	574
敷金・差入保証金の差入による支出		123	49
敷金・差入保証金の回収による収入		321	270
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	* 2	-	11
その他		33	2
投資活動によるキャッシュ・フロー		271	83
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		8,702	8,300
短期借入金の返済による支出		8,222	8,300
新株の発行による収入		-	1,494
少数株主の増資引受による払込額		-	8
自己株式の処分による収入		44	22
配当金の支払額		49	50
その他		2	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		472	1,473
現金及び現金同等物の増減額(減少:)		62	1,593
現金及び現金同等物の期首残高		1,045	983
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		-	10
現金及び現金同等物の期末残高	* 1	983	2,586

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	当社の子会社は、株式会社サンジュエル、株式会社オプティックベリテ、株式会社ジュエリーシノン、株式会社G Bの4社であり、すべての子会社を連結の範囲に含めております。	当社の子会社は、株式会社サンジュエル、株式会社オプティックベリテ、株式会社ジュエリーシノン、株式会社G B、株式会社ソバックの5社であり、すべての子会社を連結の範囲に含めております。 上記のうち、株式会社ソバックについては、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。 なお、株式会社オプティックベリテについては、平成18年6月に保有株式を売却しておりますが、同社株式のみなし売却日が平成18年7月31日であることから、連結損益計算書には、同社のみなし売却日までの損益が含まれております。
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同 左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同 左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>たな卸資産 イ. 商品 個別法による原価法 一部商品(部材)については総平均法による原価法 但し、金地金については個別法による低価法</p> <p>ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 同 左</p> <p>たな卸資産 イ. 商品 同 左</p> <p>ロ. 貯蔵品 同 左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～39年 工具器具及び備品 3年～20年</p> <p>無形固定資産</p> <p>定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)における定額法</p>	<p>有形固定資産</p> <p>同 左</p> <p>無形固定資産</p> <p>同 左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>貸倒引当金</p> <p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>返品調整引当金</p> <p>宝飾品については、売上済商品の期末日後の返品損失に備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(522百万円)については、5年による均等額を費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>貸倒引当金</p> <p>同 左</p> <p>賞与引当金</p> <p>同 左</p> <p>返品調整引当金</p> <p>同 左</p> <p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
(4) 繰延資産の処理方法	役員退職慰労引当金 親会社の役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく必要額を計上しております。	役員退職慰労引当金 役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく必要額を計上しております。 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項		連結子会社の資産及び負債の評価につきましては、全面時価評価法を採用しております。
6. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>これにより、税金等調整前当期純損失が304百万円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、10,881百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1. 前連結会計年度において区分掲記しておりました「有価証券」(当連結会計年度152百万円)は資産総額の100分の1以下となったため、当連結会計年度より、流動資産の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>2. 前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めていた「短期借入金」(20百万円)は、負債、少数株主持分及び資本の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「受取利息」(5百万円)は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>2. 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「受取手数料」(3百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>3. 前連結会計年度において区分掲記しておりました「支払利息」(当連結会計年度4百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>4. 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めていた「固定資産除却損」(20百万円)及び「店舗撤退損」(17百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取利息」(当連結会計年度6百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>2. 前連結会計年度において区分掲記しておりました「コミットメントフィー」(当連結会計年度8百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において区分掲記しておりました「貸倒引当金増減額」(当連結会計年度 0百万円)及び「役員退職慰労引当金の増減額」(当連結会計年度 5百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>2. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めていた「受取利息及び受取配当金」(25百万円)及び「店舗撤退損」(17百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>3. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの下の区分の「その他」に含めていた「法人税等の還付額」(1百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p> <p>4. 前連結会計年度において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の処分による収入」(6百万円)は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含めていた「役員退職慰労引当金の増減額」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの小計より上の区分の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増減額」は5百万円であります。</p> <p>2. 前連結会計年度において区分掲記しておりました「法人税等の還付額」(当連結会計年度4百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業活動によるキャッシュ・フローの小計より下の区分の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p>

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)</p>
<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法)</p> <p>実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年 2月13日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割35百万円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が35百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が、35百万円増加しております。</p>	

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年1月31日)		当連結会計年度 (平成19年1月31日)							
* 1	有形固定資産の減価償却累計額 352百万円	* 1	有形固定資産の減価償却累計額 313百万円						
* 2	受託商品残高 この他に受託商品残高 (仕入先との約定による預り商品) 960百万円	* 2	受託商品残高 この他に受託商品残高 (仕入先との約定による預り商品) 861百万円						
* 3	投資有価証券には、(株)ソバック(平成18年2月1日設立)に対する新株式払込金7百万円が含まれております。	* 3							
* 4	担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 50百万円 担保付債務は次のとおりであります。 銀行保証 (前払式証票発行に対するもの) 50百万円	* 4	担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 50百万円 担保付債務は次のとおりであります。 銀行保証 (前払式証票発行に対するもの) 50百万円						
* 5		* 5	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成17年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結いたしました。その内容は、次のとおりであります。なお、財務制限条項に抵触した場合は、本契約にかかる一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにこれらの債務を弁済しなければならないことが定められています。 リボルビング・クレジット・ファシリティ契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>総借入極度額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">500 "</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">1,500 "</td> </tr> </table> 財務制限条項 借入人は、本契約締結日以降の各決算期の末日において、以下の各号の条件(連結ベース)を充足することを確約する。 貸借対照表の従来「資本の部」に相当する金額を平成17年1月決算末日における貸借対照表の資本の部の金額の80%以上に維持すること。 損益計算書上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。	総借入極度額	2,000百万円	借入実行残高	500 "	差引額	1,500 "
総借入極度額	2,000百万円								
借入実行残高	500 "								
差引額	1,500 "								
* 6	当社の発行済株式総数は、普通株式18,404,825株であります。	* 6							
* 7	連結会社が保有する連結財務諸表提出会社の株式の数は、以下のとおりであります。 普通株式 1,506,621株	* 7							

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)																																																										
<p>* 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料・手当</td> <td style="text-align: right;">2,687百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">212百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">1,577百万円</td> </tr> </table> <p>* 2</p>	給料・手当	2,687百万円	賞与引当金繰入額	212百万円	地代家賃	1,577百万円	<p>* 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料・手当</td> <td style="text-align: right;">2,543百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">188百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">1,508百万円</td> </tr> </table> <p>* 2 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <p>宝飾店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 30%;">場所</th> <th style="width: 35%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">店舗 資産</td> <td rowspan="2">建物附属設備</td> <td>東北地区</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>関東地区</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>中部地区</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>近畿地区</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>中国地区</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長期前払費用 リース資産</td> <td>四国地区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>304</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38 "</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">4 "</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">0 "</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td style="text-align: right;">21 "</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">207 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">304 "</td> </tr> </table> <p>当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため、零としております。</p>	給料・手当	2,543百万円	賞与引当金繰入額	188百万円	地代家賃	1,508百万円	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	店舗 資産	建物附属設備	東北地区	13	関東地区	137	器具備品	中部地区	49	建設仮勘定	近畿地区	28	無形固定資産	中国地区	11	長期前払費用 リース資産	四国地区	1	九州地区	0	その他			60	合計			304	建物附属設備	32百万円	器具備品	38 "	建設仮勘定	4 "	無形固定資産	0 "	長期前払費用	21 "	リース資産	207 "	合計	304 "
給料・手当	2,687百万円																																																										
賞与引当金繰入額	212百万円																																																										
地代家賃	1,577百万円																																																										
給料・手当	2,543百万円																																																										
賞与引当金繰入額	188百万円																																																										
地代家賃	1,508百万円																																																										
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																																																								
店舗 資産	建物附属設備	東北地区	13																																																								
		関東地区	137																																																								
	器具備品	中部地区	49																																																								
	建設仮勘定	近畿地区	28																																																								
	無形固定資産	中国地区	11																																																								
	長期前払費用 リース資産	四国地区	1																																																								
		九州地区	0																																																								
その他			60																																																								
合計			304																																																								
建物附属設備	32百万円																																																										
器具備品	38 "																																																										
建設仮勘定	4 "																																																										
無形固定資産	0 "																																																										
長期前払費用	21 "																																																										
リース資産	207 "																																																										
合計	304 "																																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年2月1日至平成19年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,404	-	-	18,404
A種優先株式(注)1	-	375	-	375
B種優先株式(注)1	-	125	-	125
C種優先株式(注)1	-	125	-	125
合計	18,404	625	-	19,029
自己株式				
普通株式(注)2,3	1,506	4	115	1,396
合計	1,506	4	115	1,396

(注)1. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行済株式総数の増加625千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少115千株は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的と なる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)	当連結会計年度末 残高(百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		-	33
	合計		-	33

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年4月20日 取締役会	普通株式	50	3	平成18年1月31日	平成18年4月21日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)																
<p>* 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成18年1月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">953百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">123百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">152百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">983百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	953百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	123百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	152百万円	現金及び現金同等物	983百万円	<p>* 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成19年1月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,936百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">503百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)</td> <td style="text-align: right;">153百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,586百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,936百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	503百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	153百万円	現金及び現金同等物	2,586百万円
現金及び預金勘定	953百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	123百万円																
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	152百万円																
現金及び現金同等物	983百万円																
現金及び預金勘定	2,936百万円																
預入期間が3か月を超える定期預金	503百万円																
取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	153百万円																
現金及び現金同等物	2,586百万円																
<p>* 2</p>	<p>* 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p style="margin-left: 20px;">株式の売却により(株)オプティックベリテが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに(株)オプティックベリテ株式の売却価額と売却による収入(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式売却益</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">当該会社株式の売却価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>当該会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引当該会社売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11百万円</td> </tr> </table>	流動資産	25百万円	固定資産	5百万円	流動負債	17百万円	少数株主持分	3百万円	関係会社株式売却益	4百万円	当該会社株式の売却価額	14百万円	当該会社の現金及び現金同等物	3百万円	差引当該会社売却による収入	11百万円
流動資産	25百万円																
固定資産	5百万円																
流動負債	17百万円																
少数株主持分	3百万円																
関係会社株式売却益	4百万円																
当該会社株式の売却価額	14百万円																
当該会社の現金及び現金同等物	3百万円																
差引当該会社売却による収入	11百万円																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)		取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	減損損 失累計 額相当 額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
有形固定資産 「その他」	992	378	613	有形固定 資産「そ その他」	1,041	438	162	440
無形固定資産	271	104	166	無形固定 資産	273	161	-	112
合計	1,263	483	779	合計	1,315	599	162	552
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額等				
1年内			242百万円	未経過リース料期末残高相当額				
1年超			545百万円	1年内			247百万円	
合計			788百万円	1年超			478 "	
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料			256百万円	支払リース料			280百万円	
減価償却費相当額			246百万円	リース資産減損勘定の取崩額			43 "	
支払利息相当額			12百万円	減価償却費相当額			268 "	
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				同 左				
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。				同 左				

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年 1月31日現在)

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	59	95	36
	(2) その他	510	580	69
	小計	570	676	105
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	150	150	0
	小計	150	150	0
合計		721	826	105

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成17年 2月 1日 至平成18年 1月31日)

(単位 : 百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
864	117	4

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額 (平成18年 1月31日現在)

(1) その他有価証券

非上場株式	57百万円
非上場公社債投資信託	152百万円
記名式譲渡性預金	100百万円
投資事業組合等への出資	100百万円

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額 (平成18年 1月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. その他	-	-	-	100
合計	-	-	-	100

当連結会計年度

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年1月31日現在）

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	59	87	27
	(2) その他	516	574	57
	小計	575	661	85
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	5	5	0
	(2) その他	201	184	17
	小計	206	189	17
合計		782	850	67

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成18年2月1日 至平成19年1月31日）

（単位：百万円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
430	38	0

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年1月31日現在）

(1) その他有価証券

非上場株式	57百万円
非上場公社債投資信託	153百万円
投資事業組合等への出資	83百万円

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいてもデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社(連結子会社への出向者を含む。)は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び適格退職年金制度を設けております。また、従業員の退職等において割増退職金を支払う場合があります。

前連結会計年度及び当連結会計年度末現在、当社(連結子会社への出向者を含む。)で厚生年金基金は1基金、適格退職年金は1年金を有しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年1月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成19年1月31日) (百万円)
イ. 退職給付債務	1,497	1,478
ロ. 年金資産 (注) 1	1,515	1,639
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	18	160
ニ. 未認識数理計算上の差異	162	193
ホ. 未認識過去勤務債務	37	20
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ホ+ヘ)	106	13
ト. 前払年金費用	-	-
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	106	13

前連結会計年度
(平成18年1月31日)

当連結会計年度
(平成19年1月31日)

(注) 1. 上記年金資産以外に、総合設立の厚生年金基金への拠出に対応する年金資産が2,071百万円あります。

(注) 1. 上記年金資産以外に、総合設立の厚生年金基金への拠出に対応する年金資産が2,055百万円あります。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成17年2月1日 至平成18年1月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自平成18年2月1日 至平成19年1月31日) (百万円)
イ. 勤務費用 (注) 1	274	276
ロ. 利息費用	34	29
ハ. 期待運用収益	27	30
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	104	-
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	15	19
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	17	17
退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	418	273

前連結会計年度
(平成18年1月31日)

当連結会計年度
(平成19年1月31日)

(注) 1. 総合設立の厚生年金基金への要拠出額は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

同 左

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成17年2月1日 至平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自平成18年2月1日 至平成19年1月31日)
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
ロ. 割引率	2.0%	同左
ハ. 期待運用収益率	2.5%	2.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	5年(発生時の従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数に よる定額法によっておりま す。)	同左
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	5年(発生時の従業員の平均残 存勤務期間以内の一定の年数に よる定額法により、翌連結会計 年度から費用処理することとし ております。)	同左
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年	

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年4月24日定時株主総会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名、当社監査役 1名及び当社店長・課長以上の従業員 169名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 573,000株
付与日	平成15年6月19日
権利確定条件	該当事項はありません。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成17年5月1日から平成20年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年4月24日定時株主総会決議 ストック・オプション
権利確定前(株)	-
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	348,000
権利確定	-
権利行使	115,000
失効	65,000
未行使残	168,000

単価情報

	平成15年4月24日定時株主総会決議 ストック・オプション
権利行使価格(円)	197
行使時平均株価(円)	370
付与日における公正な評価単価(円)	-

2．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載を省略しております。

3．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

勤務条件の不達成等による将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4．連結財務諸表への影響額

会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、連結財務諸表への影響はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払事業税</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td> 賞与引当金</td><td style="text-align: right;">85</td></tr> <tr><td> 返品調整引当金</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td> 繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">148</td></tr> <tr><td> 退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">43</td></tr> <tr><td> 役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">44</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">391</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">149</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">241</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">42</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (負債) の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">199</td></tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産 - その他</td><td style="text-align: right;">146</td></tr> <tr><td>固定資産 - その他</td><td style="text-align: right;">53</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法人税等を控除する前の当期純利益がないため記載していません。</p>	繰延税金資産		未払事業税	14	賞与引当金	85	返品調整引当金	21	繰越欠損金	148	退職給付引当金	43	役員退職慰労引当金	44	その他	33	繰延税金資産小計	391	評価性引当額	149	繰延税金資産合計	241	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	42	その他	0	繰延税金負債合計	42	繰延税金資産 (負債) の純額	199	流動資産 - その他	146	固定資産 - その他	53	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td> 未払費用</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td> 賞与引当金</td><td style="text-align: right;">76</td></tr> <tr><td> 貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td> 返品調整引当金</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td> 繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">453</td></tr> <tr><td> 役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">32</td></tr> <tr><td> 減損損失</td><td style="text-align: right;">94</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">719</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">718</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td> その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td> その他</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (負債) の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26</td></tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産 (負債) の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>流動資産 - その他</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>流動負債 - その他</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>固定負債 - その他</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法人税等を控除する前の当期純利益がないため記載していません。</p>	繰延税金資産		未払費用	10	賞与引当金	76	貸倒引当金	14	返品調整引当金	20	繰越欠損金	453	役員退職慰労引当金	32	減損損失	94	その他	17	繰延税金資産小計	719	評価性引当額	718	繰延税金資産合計	0	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	27	その他	0	繰延税金負債合計	27	繰延税金資産 (負債) の純額	26	流動資産 - その他	0	流動負債 - その他	0	固定負債 - その他	27
繰延税金資産																																																																													
未払事業税	14																																																																												
賞与引当金	85																																																																												
返品調整引当金	21																																																																												
繰越欠損金	148																																																																												
退職給付引当金	43																																																																												
役員退職慰労引当金	44																																																																												
その他	33																																																																												
繰延税金資産小計	391																																																																												
評価性引当額	149																																																																												
繰延税金資産合計	241																																																																												
繰延税金負債																																																																													
その他有価証券評価差額金	42																																																																												
その他	0																																																																												
繰延税金負債合計	42																																																																												
繰延税金資産 (負債) の純額	199																																																																												
流動資産 - その他	146																																																																												
固定資産 - その他	53																																																																												
繰延税金資産																																																																													
未払費用	10																																																																												
賞与引当金	76																																																																												
貸倒引当金	14																																																																												
返品調整引当金	20																																																																												
繰越欠損金	453																																																																												
役員退職慰労引当金	32																																																																												
減損損失	94																																																																												
その他	17																																																																												
繰延税金資産小計	719																																																																												
評価性引当額	718																																																																												
繰延税金資産合計	0																																																																												
繰延税金負債																																																																													
その他有価証券評価差額金	27																																																																												
その他	0																																																																												
繰延税金負債合計	27																																																																												
繰延税金資産 (負債) の純額	26																																																																												
流動資産 - その他	0																																																																												
流動負債 - その他	0																																																																												
固定負債 - その他	27																																																																												

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成17年2月1日至平成18年1月31日)及び当連結会計年度(自平成18年2月1日至平成19年1月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業損失及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「宝飾品関連事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成17年2月1日至平成18年1月31日)及び当連結会計年度(自平成18年2月1日至平成19年1月31日)

連結会社が本邦以外の国又は地域に存在しないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成17年2月1日至平成18年1月31日)及び当連結会計年度(自平成18年2月1日至平成19年1月31日)

連結会社の本邦以外の国又は地域における売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自平成17年2月1日至平成18年1月31日)

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	藤澤 久之	-	-	当社取締役	(被所有)直接 0.07	-	-	資金の貸付	10	短期貸付金	10
								貸付の利息	0	未収収益	0

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

当連結会計年度(自平成18年2月1日至平成19年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
1株当たり純資産額 629円25銭 1株当たり当期純損失金額 12円33銭	1株当たり純資産額 551円58銭 1株当たり当期純損失金額 68円10銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
当期純損失(百万円)	205	1,199
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	0	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失(百万円)	205	1,199
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別内訳(株)		
普通株式	16,695,980	16,982,315
A種優先株式	-	375,000
B種優先株式	-	125,000
C種優先株式	-	125,000
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	16,695,980	17,607,315
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成15年4月24日定時株主総会決議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 348千株	平成15年4月24日定時株主総会決議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 168千株

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
該当事項はありません。	当社は、平成19年2月23日開催の当社取締役会においてソシエテ・デュ・フィガロ(フィガロ社)との間でジュエリーに関する「ライセンス契約」について決議し、同日、同契約を締結いたしました。この「ライセンス契約」の締結は、出店力強化を図るため、新ブランドの商品をFIGARO par vérité(フィガロ・パー・ベリテ)というダブルネームのブランドとして展開することを目的としております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500	500	1.149	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	500	500	-	-

(注) 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年1月31日)		当事業年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金	* 2	811		2,793	
2. 受取手形		2,612		1,131	
3. 売掛金	* 8	928		802	
4. 有価証券		152		153	
5. 商品	* 1	5,019		4,373	
6. 貯蔵品		30		31	
7. 前払費用		56		40	
8. 繰延税金資産		145		-	
9. 未収入金	* 8	192		296	
10. 預け金		401		400	
11. その他	* 8	168		164	
12. 貸倒引当金		6		165	
流動資産合計		10,514	64.8	10,023	65.9
固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		255		250	
減価償却累計額		157	98	163	87
2. 車両運搬具		7		7	
減価償却累計額		6	1	6	0
3. 工具器具及び備品		276		228	
減価償却累計額		183	92	139	88
4. 土地			245		245
5. 建設仮勘定			0		-
有形固定資産合計		437	2.7	421	2.8

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年1月31日)		当事業年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産					
1. 商標権			0		0
2. ソフトウェア			48		60
3. その他			27		27
無形固定資産合計			77	0.5	88
(3) 投資その他の資産					
1. 投資有価証券			1,081		988
2. 関係会社株式	* 7		173		150
3. 出資金			2		2
4. 破産・更生債権等			9		9
5. 長期前払費用			69		43
6. 繰延税金資産			53		-
7. 敷金・差入保証金			3,317		3,083
8. 保険積立金			216		202
9. 長期性預金			269		200
10. その他			5		5
11. 貸倒引当金			13		9
投資その他の資産合計			5,185	32.0	4,674
固定資産合計			5,699	35.2	5,185
資産合計			16,214	100.0	15,208

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年1月31日)		当事業年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 支払手形		3,607		2,513	
2. 買掛金		383		310	
3. 短期借入金	* 3	500		500	
4. 未払金		255		268	
5. 未払費用		183		179	
6. 未払法人税等		96		73	
7. 前受金		47		59	
8. 預り金		26		20	
9. 賞与引当金		209		184	
10. 返品調整引当金		51		49	
11. その他		6		6	
流動負債合計		5,367	33.1	4,166	27.4
固定負債					
1. 繰延税金負債		-		26	
2. 退職給付引当金		106		13	
3. 役員退職慰労引当金		111		78	
4. その他		25		134	
固定負債合計		242	1.5	253	1.7
負債合計		5,610	34.6	4,419	29.1

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年1月31日)		当事業年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	* 4		3,022	18.6	-
資本剰余金					
(1) 資本準備金		3,671		-	
(2) その他資本剰余金					
1. 自己株式処分差益		1		-	
資本剰余金合計			3,673	22.6	-
利益剰余金					
(1) 利益準備金		269		-	
(2) 任意積立金					
1. 別途積立金		4,000		-	
(3) 当期未処理損失		125		-	
利益剰余金合計			4,144	25.6	-
その他有価証券評価差額 金			62	0.4	-
自己株式	* 5		298	1.8	-
資本合計			10,604	65.4	-
負債資本合計			16,214	100.0	-

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年1月31日)		当事業年度 (平成19年1月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
(1) 資本金		-	-	3,772	24.8
(2) 資本剰余金					
1. 資本準備金		-	-	4,421	
2. その他資本剰余金		-	-	1	
資本剰余金合計		-	-	4,423	29.1
(3) 利益剰余金					
1. 利益準備金		-	-	269	
2. その他利益剰余金					
別途積立金		-	-	3,800	
繰越利益剰余金		-	-	1,239	
利益剰余金合計		-	-	2,830	18.6
(4) 自己株式		-	-	277	1.8
株主資本合計		-	-	10,749	70.7
評価・換算差額等					
(1) その他有価証券評価差額金		-	-	39	0.2
評価・換算差額等合計		-	-	39	0.2
純資産合計		-	-	10,788	70.9
負債純資産合計		-	-	15,208	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)			当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高			15,507	100.0		13,489	100.0
売上原価							
1. 商品期首たな卸高		4,842			5,019		
2. 当期商品仕入高		7,985			6,249		
合計		12,828			11,269		
3. 他勘定振替高	* 1	46			227		
4. 商品期末たな卸高		5,019	7,761	50.0	4,373	6,668	49.4
売上総利益			7,745	50.0		6,820	50.6
返品調整引当金戻入額			4	0.0		2	0.0
差引売上総利益			7,750	50.0		6,823	50.6
販売費及び一般管理費	* 2		7,998	51.6		7,255	53.8
営業損失			248	1.6		432	3.2
営業外収益	* 4						
1. 受取利息		12			-		
2. 受取配当金		28			48		
3. 受取賃貸料		14			13		
4. 受取手数料		9			13		
5. その他		21	86	0.5	31	106	0.8
営業外費用							
1. たな卸資産処分損		10			107		
2. コミットメントフィー		29			-		
3. その他		14	54	0.3	37	144	1.1
経常損失			215	1.4		470	3.5

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)			当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
特別利益							
1. 投資有価証券売却益		117			38		
2. その他		10	127	0.8	-	38	0.3
特別損失							
1. 本社移転費用		-			61		
2. 貸倒引当金繰入額		-			138		
3. 固定資産除却損		19			-		
4. 関係会社株式評価損		74			-		
5. 店舗撤退損		71			56		
6. 減損損失	* 3	-			243		
7. その他		4	169	1.1	28	528	3.9
税引前当期純損失			256	1.7		960	7.1
法人税、住民税及び事業税		63			61		
法人税等調整額		68	4	0.1	241	303	2.3
当期純損失			252	1.6		1,263	9.4
前期繰越利益			127			-	
当期未処理損失			125			-	

【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		株主総会承認日 (平成18年4月20日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
(当期末処理損失の処理)			
当期末処理損失			125
任意積立金取崩額			
1. 別途積立金取崩額		200	200
合計			74
利益処分額			
1. 配当金		50	50
次期繰越利益			24
(その他資本剰余金の処分)			
その他資本剰余金			
自己株式処分差益			1
その他資本剰余金次期繰 越高			
自己株式処分差益			1

株主資本等変動計算書

(自平成18年2月1日 至平成19年1月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年1月31日 残高	3,022	3,671	1	3,673	269	4,000	125	4,144	298	10,541
事業年度中の変動額										
新株の発行	750	750		750				-		1,500
別途積立金の取崩し(注)				-		200	200	-		-
剰余金の配当(注)				-			50	50		50
当期純損益(：損失)				-			1,263	1,263		1,263
自己株式の取得				-				-	1	1
自己株式の処分			0	0				-	22	22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	750	750	0	749	-	200	1,113	1,313	21	207
平成19年1月31日 残高	3,772	4,421	1	4,423	269	3,800	1,239	2,830	277	10,749

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年1月31日 残高	62	62	10,604
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,500
別途積立金の取崩し(注)			-
剰余金の配当(注)			50
当期純損益(：損失)			1,263
自己株式の取得			1
自己株式の処分			22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	22	22	22
事業年度中の変動額合計	22	22	184
平成19年1月31日 残高	39	39	10,788

(注)平成18年4月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同 左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 個別法による原価法 一部商品(部材)については総平均法による原価法 但し、金地金については個別法による低価法</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 商品 同 左</p> <p>(2) 貯蔵品 同 左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物及び構築物 3年~39年 工具器具及び備品 3年~20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) 長期前払費用 同 左</p>
4. 繰延資産の処理方法		<p>株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 返品調整引当金 売上済商品の期末日後の返品損失に備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異（522百万円）については、5年による均等額を費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理をしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支給に充てるため、内規に基づく必要額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 返品調整引当金 同 左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理をしております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同 左</p>

	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同 左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これにより、税引前当期純損失が243百万円増加しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来資本の部の合計に相当する金額は、10,788百万円です。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前期まで流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」(124百万円)は資産総額の100分の1を超えたため、当期より区分掲記することといたしました。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>1. 前期まで営業外収益の「その他」に含めていた「受取利息」(5百万円)及び「受取手数料」(3百万円)は、営業外収益の100分の10を超えたため、当期より区分掲記することといたしました。</p> <p>2. 前期まで区分掲記しておりました「支払利息」(当期4百万円)は営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当期より営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>3. 前期において特別損失の「その他」に含めていた「固定資産除却損」(20百万円)及び「店舗撤退損」(17百万円)は、特別損失の100分の10を超えたため、当期より区分掲記することといたしました。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>1. 前期まで区分掲記しておりました「受取利息」(当期8百万円)は営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当期より営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>2. 前期まで区分掲記しておりました「コミットメントフィー」(当期8百万円)は営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当期より営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>3. 前期まで区分掲記しておりました「関係会社株式評価損」(当期28百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当期より特別損失の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p>

追加情報

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)</p>
<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法)</p> <p>実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成16年 2月13日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割35百万円を販売費及び一般管理費として処理しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費が35百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が、35百万円増加しております。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年1月31日)	当事業年度 (平成19年1月31日)						
<p>* 1 受託商品残高 この他に受託商品残高 931百万円 (仕入先との約定による預り商品)</p> <p>* 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 50百万円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。 銀行保証 50百万円 (前払式証票発行に対するもの)</p> <p>* 3</p>	<p>* 1 受託商品残高 この他に受託商品残高 835百万円 (仕入先との約定による預り商品)</p> <p>* 2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 50百万円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。 銀行保証 50百万円 (前払式証票発行に対するもの)</p> <p>* 3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、平成17年9月22日付で株式会社みずほ銀行をエージェントとするリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結いたしました。その内容は、次のとおりであります。なお、財務制限条項に抵触した場合は、本契約にかかる一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにこれらの債務を弁済しなければならないことが定められています。</p> <p>リボルビング・クレジット・ファシリティ契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>総借入極度額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">500 "</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1,500 "</u></td> </tr> </table> <p>財務制限条項 借入人は、本契約締結日以降の各決算期の末日において、以下の各号の条件(連結ベース)を充足することを確約する。</p> <p>貸借対照表の従来の「資本の部」に相当する金額を平成17年1月決算末日における貸借対照表の資本の部の金額の80%以上に維持すること。</p> <p>損益計算書上の経常損益につき、2期連続して損失を計上しないこと。</p>	総借入極度額	2,000百万円	借入実行残高	500 "	<u>差引額</u>	<u>1,500 "</u>
総借入極度額	2,000百万円						
借入実行残高	500 "						
<u>差引額</u>	<u>1,500 "</u>						
<p>* 4 会社が発行する株式 普通株式 35,000,000株</p> <p>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。 発行済株式の総数 普通株式 18,404,825株</p>	<p>* 4</p>						
<p>* 5 自己株式 当社が保有する自己株式の数は、以下のとおりであります。 普通株式 1,506,621株</p>	<p>* 5</p>						

<p style="text-align: center;">前事業年度 (平成18年1月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (平成19年1月31日)</p>
<p>6 配当制限 商法施行規則第124条第3項に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は62百万円です。</p> <p>* 7 関係会社株式には、(株)ソバック(平成18年2月1日設立)に対する新株式払込金7百万円が含まれております。</p> <p>* 8</p>	<p>6</p> <p>* 7</p> <p>* 8 関係会社に対する事項 関係会社に対する資産の合計額が資産の総額の100分の1を超過しており、その合計額は294百万円です。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)																																																														
<p>* 1 他勘定振替高の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> </table> <p>営業外費用への振替は、商品処分等であり、営業外費用への計上は、収入金額を相殺のうえ表示しております。</p> <p>* 2 販売費の割合はおおよそ82.7%であり、一般管理費の割合はおおよそ17.3%です。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">421百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">704百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">2,388百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">415百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">1,522百万円</td> </tr> </table> <p>* 3</p> <p>* 4 関係会社に対する事項 関係会社に対する営業外収益の合計額が営業外収益の総額の100分の10を超過しており、その合計額は15百万円であります。</p>	販売費及び一般管理費	25百万円	営業外費用	21百万円	販売手数料	421百万円	広告宣伝費	704百万円	給料・手当	2,388百万円	賞与引当金繰入額	209百万円	退職給付費用	415百万円	地代家賃	1,522百万円	<p>* 1 他勘定振替高の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> </table> <p>営業外費用への振替は、商品処分等であり、営業外費用への計上は、収入金額を相殺のうえ表示しております。</p> <p>* 2 販売費の割合はおおよそ80.3%であり、一般管理費の割合はおおよそ19.7%です。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">466百万円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">2,339百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">1,446百万円</td> </tr> </table> <p>* 3 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 宝飾店舗</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">店舗 資産</td> <td rowspan="7">建物附属設備 器具備品 長期前払費用 リース資産</td> <td>東北地区</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>関東地区</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>近畿地区</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>中国地区</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>四国地区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九州地区</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>243</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の金額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">33 "</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td style="text-align: right;">19 "</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">167 "</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">243 "</td> </tr> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため、零としております。</p> <p>* 4 関係会社に対する事項 関係会社に対する営業外収益の合計額が営業外収益の総額の100分の10を超過しており、その合計額は14百万円であります。</p>	販売費及び一般管理費	17百万円	営業外費用	209百万円	広告宣伝費	466百万円	給料・手当	2,339百万円	賞与引当金繰入額	184百万円	地代家賃	1,446百万円	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	店舗 資産	建物附属設備 器具備品 長期前払費用 リース資産	東北地区	13	関東地区	137	中部地区	49	近畿地区	28	中国地区	11	四国地区	1	九州地区	0	合計			243	建物附属設備	22百万円	器具備品	33 "	長期前払費用	19 "	リース資産	167 "	合計	243 "
販売費及び一般管理費	25百万円																																																														
営業外費用	21百万円																																																														
販売手数料	421百万円																																																														
広告宣伝費	704百万円																																																														
給料・手当	2,388百万円																																																														
賞与引当金繰入額	209百万円																																																														
退職給付費用	415百万円																																																														
地代家賃	1,522百万円																																																														
販売費及び一般管理費	17百万円																																																														
営業外費用	209百万円																																																														
広告宣伝費	466百万円																																																														
給料・手当	2,339百万円																																																														
賞与引当金繰入額	184百万円																																																														
地代家賃	1,446百万円																																																														
用途	種類	場所	減損損失 (百万円)																																																												
店舗 資産	建物附属設備 器具備品 長期前払費用 リース資産	東北地区	13																																																												
		関東地区	137																																																												
		中部地区	49																																																												
		近畿地区	28																																																												
		中国地区	11																																																												
		四国地区	1																																																												
		九州地区	0																																																												
合計			243																																																												
建物附属設備	22百万円																																																														
器具備品	33 "																																																														
長期前払費用	19 "																																																														
リース資産	167 "																																																														
合計	243 "																																																														

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成18年2月1日至平成19年1月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式(注)1,2	1,506	4	115	1,396
合計	1,506	4	115	1,396

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少115千株は、ストックオプションの行使に伴う自己株式の処分による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)				当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)		取得価 額相当 額 (百万円)	減価償 却累計 額相当 額 (百万円)	減損損 失累計 額相当 額 (百万円)	期末残 高相当 額 (百万円)
機械及び装置	20	7	13	機械及び 装置	33	13	2	17
工具器具及び 備品	938	357	580	工具器具 及び備品	958	413	125	418
ソフトウェア	271	104	166	ソフトウ ェア	273	161	-	112
合計	1,229	469	760	合計	1,264	588	128	548
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額等				
1年内				未経過リース料期末残高相当額				
1年超				1年内				
合計				1年超				
236百万円				237百万円				
532百万円				448 "				
768百万円				合計				
				686 "				
				リース資産減損勘定の残高				
				129 "				
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				
支払リース料				支払リース料				
248百万円				269百万円				
減価償却費相当額				リース資産減損勘定の取崩額				
238百万円				37 "				
支払利息相当額				減価償却費相当額				
12百万円				257 "				
				支払利息相当額				
				12 "				
				減損損失				
				167 "				
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				同 左				
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法				
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては利息法によっております。				同 左				

(有価証券関係)

前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年 2月 1日 至 平成18年 1月31日)	当事業年度 (自 平成18年 2月 1日 至 平成19年 1月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> 繰延税金資産 関係会社株式評価損 30 未払金 13 未払費用 11 未払事業税 14 賞与引当金 84 返品調整引当金 20 繰越欠損金 114 退職給付引当金 43 役員退職慰労引当金 44 その他 9 繰延税金資産小計 385 評価性引当額 144 繰延税金資産合計 241 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 42 繰延税金負債合計 42 繰延税金資産 (負債) の純額 198	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> 繰延税金資産 関係会社株式評価損 35 減損損失 75 未払費用 10 賞与引当金 74 貸倒引当金 70 返品調整引当金 20 繰越欠損金 409 役員退職慰労引当金 31 その他 17 繰延税金資産小計 744 評価性引当額 744 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 26 繰延税金負債合計 26 繰延税金資産 (負債) の純額 26
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法人税等を控除する前の当期純利益がないため記載していません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法人税等を控除する前の当期純利益がないため記載していません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)		当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)	
1株当たり純資産額	627円53銭	1株当たり純資産額	546円12銭
1株当たり当期純損失金額	15円11銭	1株当たり当期純損失金額	71円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
当期純損失(百万円)	252	1,263
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失(百万円)	252	1,263
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別内訳(株)		
普通株式	16,695,980	16,982,315
A種優先株式	-	375,000
B種優先株式	-	125,000
C種優先株式	-	125,000
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	16,695,980	17,607,315
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成15年4月24日定時株主総会決議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 348千株	平成15年4月24日定時株主総会決議ストックオプション (新株予約権方式) 普通株式 168千株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日)	当事業年度 (自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)
該当事項はありません。	当社は、平成19年2月23日開催の当社取締役会においてソシエテ・デュ・フィガロ(フィガロ社)との間でジュエリーに関する「ライセンス契約」について決議し、同日、同契約を締結いたしました。この「ライセンス契約」は、出店力強化を図るため、新ブランドの商品をFIGARO par vérité(フィガロ・パー・ベリテ)というダブルネームのブランドとして展開することを目的としております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	40	58
		(株)みずほフィナンシャルグループ 第11回第11種優先株式	50	50
		東日本旅客鉄道(株)	30	25
		ロッテ・ショッピング・カンパニー・リミテッド	2,200	5
		プラチナインターワーク(株)	100	5
		(株)パスポート	10,000	3
		(株)ジュエラーズジャパン	3,600	1
		その他3銘柄	2,300	0
		小計	18,320	149
		計	18,320	149

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	証券投資信託受益証券(1銘柄)	153,347,308	153
		小計	153,347,308	153
投資有価証券	その他有価証券	(証券投資信託受益証券) ファンド・オブ・プレリーツ	20,000	231
		ファンネックス・ジャパン・オポチュニティーズ	200,000,000	184
		シンプレクス・プロパティ・インカム・ファンド	15,000	154
		ユキ・ミズホ・ジャパン・ダイナミック・グロース・ファンド	10,000	120
		スパークス・フォーカス・インベストメント・ファンド	5,000	52
		DWSロシア・欧州新興国株投信	10,000,000	11
		(投資事業組合等への出資) CJAパンパシフィック・レインボー1号投資事業組合	100	83
		小計	210,050,100	838
		計	363,397,408	991

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	255	25	30 (22)	250	163	11	87
車両運搬具	7	-	-	7	6	0	0
工具器具及び備品	276	64	112 (33)	228	139	24	88
土地	245	-	-	245	-	-	245
建設仮勘定	0	89	90	-	-	-	-
有形固定資産計	784	180	233 (55)	732	310	35	421
無形固定資産							
商標権	-	-	-	0	0	0	0
ソフトウェア	-	-	-	91	31	15	60
その他	-	-	-	28	0	0	27
無形固定資産計	-	-	-	120	31	15	88
長期前払費用	111	18	51 (19)	79	36	25	43
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 無形固定資産の金額が総資産の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	20	174	2	17	174
賞与引当金	209	184	209	-	184
返品調整引当金	51	49	51	-	49
役員退職慰労引当金	111	7	40	-	78

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	11
預金	
当座預金	1,773
定期預金	780
その他の預金	228
計	2,781
合計	2,793

2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
UFJニコス(株)	784
(株)ライフ	211
(株)ジャックス	78
(株)セントラルファイナンス	56
合計	1,131

(ロ) 決済期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成19年2月	245
3月	196
4月	176
5月	215
6月	190
7月以降	107
合計	1,131

3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
UFJニコス(株)	208
従業員	128
(株)GB	120
(株)ライフ	62
三井住友カード(株)	47
その他	234
合計	802

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)} \times 365$
928	6,305	6,431	802	88.91	50.11

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

4) 商品

区分	金額(百万円)
ダイヤ指輪	1,082
その他の指輪	784
ネックレス	1,459
装身具その他宝石	973
宝石以外	74
合計	4,373

5) 貯蔵品

区分	金額(百万円)
ケース	20
その他	11
合計	31

6) 敷金・差入保証金

相手先	金額(百万円)
(株)イトーヨーカ堂	309
(株)西友	161
川崎地下街(株)	159
東武鉄道(株)	139
イオン(株)	132
その他	2,180
合計	3,083

負債の部

1) 支払手形

(イ) 支払先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)エヌジェー	432
(株)柏圭	378
(株)桑山	158
(株)山勝	152
(株)エルディインターナショナル	115
その他	1,276
合計	2,513

(ロ) 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成19年2月	429
3月	564
4月	441
5月	530
6月	524
7月以降	22
合計	2,513

2) 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)エヌジェー	52
(株)柏圭	33
(株)山勝	16
(株)シマダ	13
(株)エルディインターナショナル	12
その他	182
合計	310

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	(注) 1
定時株主総会	(注) 2
基準日	(注) 3
株券の種類	1,000株券及び10,000株券の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	(注) 4
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額の85%とする。 (算式) 1株当たりの買取単価に1単元の株式数を乗じた金額のうち次の区分ごとに算出した合計額とする。 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円、5,000万円を超えた場合には、272,500円とする。
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.verite.jp/corporate/press.html
株主に対する特典	(注) 5

- (注) 1. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
- 第62期事業年度につきましては、平成18年2月1日から平成19年1月31日までの12ヶ月といたします。
- 第63期事業年度につきましては、平成19年2月1日から平成19年10月31日までの9ヶ月といたします。
- 第64期事業年度につきましては、平成19年11月1日から平成20年3月31日までの5ヶ月といたします。
- 第65期事業年度以降につきましては、4月1日から翌年3月31日までとなります。
2. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
- 第62期定時株主総会につきましては、平成19年4月中の開催となります。
- 第63期定時株主総会につきましては、平成20年1月中の開催となります。
- 第64期定時株主総会につきましては、平成20年6月中の開催となります。
- 第65期以降の定時株主総会につきましては、毎年6月中の開催となります。
3. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
- 第62期事業年度の定時株主総会の議決権の基準日につきましては、平成19年1月31日となります。
- 第63期事業年度の定時株主総会の議決権の基準日につきましては、平成19年10月31日となります。
- 第64期事業年度の定時株主総会の議決権の基準日につきましては、平成20年3月31日となります。
- 第65期事業年度以降の定時株主総会の議決権の基準日につきましては、毎年3月31日となります。
4. 平成18年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づく定款変更により次のとおりとなりました。
- 第63期事業年度の剰余金の配当の基準日につきましては、平成19年7月31日となります。期末配当の基準日につきましては、平成19年10月31日となります。
- 第64期事業年度は5ヶ月決算のため剰余金の配当の基準日の設定はありません。期末配当の基準日につきましては、平成20年3月31日となります。
- 第65期事業年度以降の剰余金の配当の基準日につきましては、毎年9月30日となります。期末配当の基準日につきましては、毎年3月31日となります。
5. 上記3及び4の記載日現在で1,000株以上保有している株主に対し、次のとおりそれぞれ発行しております。なお、従来「オリジナルプレゼント引換券」を発行しておりましたが、1,000株以上保有している株主に当社より「オリジナルプレゼント」を送付するため「引換券」の発行はありません。

株主ご優待割引券	株主ご優待商品券(5,000円)
(1) 発行基準 1,000株以上 1枚 3,000株以上 2枚 5,000株以上 3枚 10,000株以上 5枚	(1) 発行基準 1,000株以上 1枚
(2) 優待方法 本券1枚につき一回の使用としお買上額(税抜)の10%を割引く	(2) 優待方法 本券1枚につき一回の使用とし「株主ご優待割引券」と併用して使用可能
(3) 有効期限 1月31日現在の株主に対する発行分 同年10月31日まで有効 7月31日現在の株主に対する発行分 翌年4月30日まで有効 上記事業年度変更に伴い有効期限が変わる場合がありますが、発行時点でご案内いたします。	(3) 有効期限 1月31日現在の株主に対する発行分 翌年4月30日まで有効 7月31日現在の株主に対する発行分 翌年10月31日まで有効 上記事業年度変更に伴い有効期限が変わる場合がありますが、発行時点でご案内いたします。
(4) 対象店舗 株式会社ベリテ全店舗 (ただし、アウトレット店のご利用になれません)	(4) 対象店舗 株式会社ベリテ全店舗

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第61期）（自 平成17年2月1日 至 平成18年1月31日）平成18年4月20日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

（第62期中）（自 平成18年2月1日 至 平成18年7月31日）平成18年10月20日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成18年11月22日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定（優先株式の発行）に基づく臨時報告書であります。

(4) 訂正報告書

平成18年11月30日関東財務局長に提出

臨時報告書（平成18年11月22日関東財務局長に提出）に係る訂正報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成19年2月26日 至 平成19年2月28日）平成19年3月15日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日）平成19年4月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月20日

株式会社ペリテ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神谷 和彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成田 礼子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペリテの平成17年2月1日から平成18年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペリテ及び連結子会社の平成18年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年4月20日

株式会社ペリテ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成田 礼子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペリテの平成18年2月1日から平成19年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペリテ及び連結子会社の平成19年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月20日

株式会社ペリテ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神谷 和彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成田 礼子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペリテの平成17年2月1日から平成18年1月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペリテの平成18年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 4月20日

株式会社ペリテ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒田 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 成田 礼子 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペリテの平成18年2月1日から平成19年1月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペリテの平成19年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載のとおり、当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。